

副会長以下新たな役員体制に

第47回鳥取県健康対策協議会理事会

- 日 時 平成28年6月30日（木） 午後3時10分～午後5時50分
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 43人（役員37人、オブザーバー3人、事務局3人）
 オブザーバー：県健康医療局健康政策課（米田課長補佐、蔵内課長補佐）
 鳥取県保健事業団（富山健診事業部長）
 健対協事務局：谷口事務局長、岩垣係長、田中係長

司会：岡田理事

規約第6条により、会長は鳥取県医師会長とし、副会長は鳥取大学医学部長及び鳥取県福祉保健部長をあてることとなっている。会長、副会長よりご挨拶を頂きたい。

挨拶（要旨）

〈魚谷 純会長（鳥取県医師会長）〉

皆様方には、日頃から、健対協事業に大変ご尽力を賜り、また、本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠に有難うございます。

健対協は40年以上の歴史があり、鳥取県、鳥取大学医学部、鳥取県医師会の三者が一体となって事業を行っており、数々の実績を残しています。

本日の理事会は、2年毎に選任している役員、専門委員等の承認を頂き、主な議題であります平成27年度事業報告、平成27年度決算、平成28年度事業計画（案）、平成28年度予算（案）について、慎重なご審議をお願いします。

国の「がん検診指針」の見直しがありました。そして、マイナンバー制度が始まり、その対応として各地区医師会にお願いしている事務作業も増えており、各地区医師会からの要望も挙がっています。

今後、健対協がより一層充実したものとなって

いくために、本日は皆さま方の活発なるご意見をお願いします。

〈藪田千登世副会長（鳥取県福祉保健部長）〉

今年の4月に鳥取県福祉保健部長に就任致しました。

日頃から、健対協の運営につきましては、理事の皆さまには大変お世話になっており、有難うございます。

全国的にみても、大学、医師会、県が共同して健対協を運営することは、非常に珍しい先駆的な取り組みです。その、健対協も45周年を迎えます。

県は、がん対策推進計画にもとづいて、正しい検診を行い、受診拡大を目指すための支援を行うとともに、がんの早期発見・早期治療、質の高いがん医療の体制整備やがん検診の精度管理につきましても、より充実に向けて取り組んでいます。

新しく取り組む事業としましては、昨年6月に予算化したがん検診等の個別受診勧奨を行う市町村への支援事業は、今年度から本格的に開始となります。また、マンモグラフィ読影医の資格更新費用の一部助成事業も今年度からスタートします。肝炎ウイルス検査受診勧奨につきましては、国の事業を活用して、知事にも登場していただく

ような、新たなPR事業も予定しています。

予防的な観点からは、「健康づくり文化創造プラン」は、毎年、PDCAサイクルで行動計画を改善しながら取り組んでいきます。特に今年度は、日本財団との共同プロジェクトで『まちの保健室』の全県展開、あるいは手軽なウォーキングを習慣化させようと、戦略的に取り組むこととしています。

今後とも、皆様のご協力の下、医療、保健、福祉の事業推進と一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

理事の選任

規約7条にもとづき、別紙のとおり理事の選任が承認された。また、監事は理事会の同意を得て会長が委嘱することとなり、慣例により、医師会の監事を充てることとなり、承認された。任期は、平成30年3月31日までである。

理事43名に対し35名の出席があり、規約11条第4項により、過半数以上が出席のため、理事会の開催が成立。

議事進行：議長は魚谷会長

議事

1. 平成27年度事業報告

各専門委員会の活動状況について、各専門委員長より資料をもとに説明、報告があった。(各種検診の平成26年度実績、平成27年度実績見込み、平成28年度事業計画は別表のとおり)(別記1)

(1) がん登録対策専門委員会：尾崎委員長に代わって岡田理事報告

厚生労働省がん登録研究班のがん罹患の標準集計方式に従い平成24年の罹患集計を行った結果、罹患総数5,155件で、人口10万対年齢調整罹患率は、男540.3、女391.3であった。鳥取県における年齢調整罹患率は、男では胃、肺、前立腺、結腸

が高く、女では乳房、胃、結腸の順であった。

届出精度としてのDCN(り患数のうち死亡情報で初めて登録された者の割合)は、平成24年(2010年)は6.7%で、昨年の9.6%に比べ2.9ポイント減少。また、組織診断実施割合は81.4%で年々増加傾向にあり、全国値も上回っており、全国でも有数の精度である。この集計結果を取りまとめた「鳥取県がん登録事業報告書」を作成した。

平成27年がん登録届出件数は7,104件で、がん拠点病院を中心に主要病院の登録精度の充実が図られている。

全国がん登録が開始されるに伴い、過去のがん登録データを標準化データベースシステム(DBS)への移行作業は順調に進められている。また、平成28年1月より開始された「全国がん登録」については、県健康政策課が主体となった、医療機関への説明会が開催された。併せて「鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ」を開催し、がん登録データの利活用についても継続検討を行った。

全国がん登録協議会総会研究会が前橋市で開催され、メインテーマは「がん登録の新たな展開」であった。

(2) 胃がん対策専門委員会：謝花委員長報告

平成27年度は、胃がん検診対象者数190,556人、受診者数51,435人、受診率は27.0%の見込みである。

平成26年度胃がん検診受診率25.8%で、そのうち、内視鏡検診実施割合は72.0%であり、年々増加している。X線検査の要精検率は8.6%で、車検診に比べ施設検診は高い。内視鏡検診の組織実施率4.5%で、西部の実施率が少し低い。

確定胃がん181例で、がん発見率は0.368%であった。男性のがん発見率は女性に比べ約3倍高い。早期がん率は79.6%、内視鏡切除は切除例の39.4%を占めている。

また、胃がん対策としてのヘリコバクターピロ

り菌検査及びペプシノゲン検査については、北栄町では一次予防対策として、中学生を対象としている。伯耆町では26年度（～30年度）からピロリ菌・ペプシノゲン検査（対象者20歳、35～70歳）の取り組みを行っているが、導入した効果についてはまだデータがでていない。受診者への正しい情報提供、ピロリ菌感染の診断、除菌問題、追跡方法、データ管理などの問題点があげられ、これらの検査を新たに取り入れていくかどうかは引き続き、小委員会において、今後、更に検討を重ねることとする。

第46回日本消化器がん検診学会中国四国地方会・中国四国地方胃集検の会が広島市において開催され、鳥取県からは2演題発表された。また、27年度従事者講習会及び症例研究会は中部で開催した。

内視鏡検査が対策型検診として推奨され、国の「がん検診指針」において、一部改正された対象者（50歳以上）、検診間隔（2年に1回）等について議論したが、28年度は現行の「鳥取県胃がん検診実施に係る手引き」に沿って実施し、今後も引き続き本県の胃がん検診取り扱いについて検討していくこととなった。

（3）子宮がん対策専門委員会：皆川委員長報告

平成27年度子宮がん検診実績見込みは受診者数32,072人の見込みで、増加傾向にある。平成26年度は受診者数31,243人、受診率23.1%、要精検率1.15%、精検受診率81.1%。がん発見率0.07%、陽性反応適中度6.4%で、国のプロセス指標については、精検受診率以外は指標をクリアしている。

全県で、細胞診も液状検体法（LBC）が導入され、細胞診検査判定で判定不能例は減少したが、判定不能で再検査未実施となった者を要精検者数に含めており、精検受診率がプロセス指標90%以上を達成出来ない要因の一つとなっている。今後も細胞採取手技の改善指導等で判定不能例を減らす努力は継続する必要がある。

子宮頸がん検診について、細胞診にHPV検査を併用する場合の課題及び最も適切な実施方法を検証するため、国庫補助事業の「HPV検査検証事業」に、本県からは鳥取市が参加。平成26年度においては、鳥取市は単市事業で行った。また、米子市は平成25年度より鳥取大学医学部附属病院がんセンターの臨床試験に参加する形で、別途実施。鳥取市と米子市では対象に差があるが、いずれも、HPV陽性者で発見がん、異形成とも高率である。

子宮がん検診の受診間隔について協議した結果、全国の自治体のうち、約半数は「年1回」検診を行っていること、平成16年改正時以降に2年に1回でよいとする科学的根拠が日本のデータでいまだに出されていないこと、受診率も20%～30%で推移しており、隔年検診は受診率の低下につながる懸念があること、等から当面は「年1回」検診とすることとなった。今後、HPV併用検診のデータがまとめられ、HPV併用検診の導入も含めて、改めて適切な受診間隔について検討する。

従事者講習会及び症例研究会を東部で開催した。

（4）肺がん対策専門委員会：中村委員長報告

平成27年度は対象者数190,556人のうち、受診者数は55,276人で、受診率は29.0%の予定である。

平成26年度は受診者数53,208人、受診率27.9%で、前年度に比べ1.4ポイント増であった。要精検率4.33%で、許容値3.0%以下を上回っているが、精密検査受診率は90%にほぼ到達し、がん発見率、陽性反応適中度についてはいずれも高値であることから、精度が保たれていると思われる。

昭和62年から平成26年までの27年間における発見肺がん1,220人の予後調査の結果、臨床病期ⅠA期の5生率は76.6%、10生率は57.4%と良好な結果である。

デジタル画像読影が3年目となり、読影精度管理に努め、今後は要精検率が下がりながら、なお

かつ、陽性反応適中度高い検診を目指していく。

従事者講習会及び症例検討会を東部で開催した。

(5) 乳がん対策専門委員会：山口委員長報告

平成27年度乳がん検診実績見込みは対象者数118,248人、受診者数20,208人の見込みで、増加傾向にある。平成26年度の受診者数は18,959人、受診率16.0%、要精検率7.35%、精検受診率92.1%、がん発見率0.47%、陽性反応適中率6.46%で、国の指標より高い数値であり、精度管理が良好といえる。

確定調査の結果、確定乳がん90例で、このうち非浸潤癌は13例であった。平均年齢は62.3歳で、60代、70代の患者数が上昇した。早期癌の割合は71.1%であり、早期癌患者の比率が前年度より上昇した。StageⅢの患者は初回検診あるいは受診間隔のあいた患者であり、定期的受診をさらに勧めていく必要性がある。

平成27年度も各地区読影会でマンモグラフィ読影を行っており、読影件数7,248件のうち、CAT 3～5の割合は5.96%であった。

従事者講習会及び症例検討会を西部で開催した。各地区でも症例検討会を開催した。

(6) 大腸がん対策専門委員会：岡田委員長報告

平成26年度は対象者数190,556人のうち、受診者数57,582人、受診率30.2%で、前年度に比べ受診率1.0ポイント増であった。要精検率9.2%で、プロセス指標の目標値7.0%は引き続き上回っている。精検受診率は76.7%で、許容値の70%以上は維持されているが、目標値90%以上には程遠く、引き続き受診勧奨に努める。がん発見率は0.27%、陽性反応適中率は3.0%であり、いずれもプロセス指標の許容値は上回っている。

発見がん患者確定調査結果は、確定癌155例のうち早期癌率60.6%で、治療法としては外科手術から鏡視下手術、内視鏡治療へ順次移行される傾

向である。逐年検診発見進行癌は14例であった。

全結腸内視鏡検査を行うことが困難な場合のS状結腸内視鏡検査と注腸造影検査併用による精密検査に対応するため読影委員会は継続設置としている。平成27年度の実績は3例であった。

従事者講習会を中部で開催し、各地区でも講習会等を開催した。

(7) 肝臓がん対策専門委員会：川崎委員長に代わって岸本理事が報告

①平成26年度は、健康増進事業における肝炎ウイルス検査が19市町村で実施され、受診者数は8,321人で受診率は4.1%であった。受診者数におけるHBs抗原陽性率は1.5%、HCV抗体陽性率は0.3%であった。精検の結果、肝臓がん確定は2人で、がん発見率は0.02%であった。

②平成7年度から平成26年度の20年間を集計すると、平成7～9年度の検診時において市町村から報告があった対象者数192,315人に対し、受診者総数は141,267人、推計受診率は73.5%であり、そのうちHBs抗原陽性者は3,257人(2.31%)、HCV抗体陽性者は3,670人(2.60%)であった。

③検診により発見されたウイルス陽性者に対しての定期検査からは、肝臓がんと診断された人は、B型肝炎ウイルス陽性者が5人(受診者数の0.6%)、C型肝炎ウイルス陽性者が7人(受診者数の1.7%)であった。

④平成7～25年度肝臓がん検診発見がん患者の追跡調査を行った結果、確定がんが27例で生存者は4例であった。また、平成10～25年度定期検査確定がんが139例で、生存者は44例で、そのうち10年以上の生存が確認されたのは4例であった。このデータから、フォローアップが非常に大事であることが分かる。

⑤従事者講習会及び症例研究会を西部で開催した。

(8) 若年者心臓検診対策専門委員会：坂本委員長報告

- ①平成27年度心電図検診は20,961人が受診し、そのうち、正常範囲が20,407人、要精検者数554人で、要精検率は2.6%で、前年度に比べ0.3ポイント減少した。
- ②心臓精密検査結果
県教育委員会及び鳥取県健康対策協議会へ報告のあった集計では、定期健康診査受診者数62,975人のうち精密検査対象者数は1,402人（うち新規560人）で、精検受診率は89.1%で、昨年度87.9%に比べ1.2ポイント増加した。精密検査の結果、要医療23人、要観察739人、管理不要218人、異常なし250人であった。診断とフォローが難しく、突然死に関わりのあるQT延長が増えている。
- ③心臓検診従事者講習会を中部で開催した。山陰労災病院第3小児科部長 船田裕昭先生による「小児の不整脈について」の講演が行われた。
- ④第48回若年者心疾患・生活習慣病対策協議会総会が鳥根県医師会主催のもと開催された。

(9) 母子保健対策専門委員会：大野委員長に代わって笠木理事が報告

- ①鳥取県と全国を比較した母子保健指標の推移によると、平成26年の出生者数は4,527人で、合計特殊出生率は1.60（全国平均1.42）、前年より0.02ポイント低下した。乳児死亡は16人で昨年より10人増加した。乳児死亡率は3.5（出生千人対）となりワースト2位（全国45番目）であった。周産期死亡数は20人で前年より7人増加した。増加の理由について、はっきりした要因は不明であるが、高齢出産に伴う妊娠合併症などが増えたことも一因かもしれないとの意見があった。単年度結果だけでなく、経年的な結果を見ながら必要であれば今後の対策を検討していく。
- ②平成26年度妊娠届出数は4,693件（前年4,647件）で、そのうち分娩後の届出が8件あり、なかなか

減少しない。1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率はいずれも97%台と高率である。

妊婦の喫煙率は2.7%で、前年度より0.8ポイント減少した。5歳児健診（発達相談）は4市で実施され、相談者数181人、要精検者は53人（29.3%）であった。健康診査は15町村で実施され、受診者数1,119人、要精検者は87人（7.8%）であった。

- ③平成26年度新生児聴覚検査は、16医療機関において実施され、実施率98.7%であった。難聴の確定診断を受けたのは11人（両側6人、一側5人）で、新生児聴覚検査実施児数（5,515人）の0.2%であった。人工内耳手術は過去5年間（平成22～26年度）で20人に実施され、その内8人は新生児聴覚検査により難聴が発見されていた。
- ④本県の人口妊娠中絶は6年連続全国ワースト1位になっている。20歳以下は減少しているが、25歳～39歳は依然として高い傾向にある。県でも「とっとり若者すこやかネット」を設立し、思春期からの心と身体の健康づくりの推進を進めている。
- ⑤母子保健対策小委員会において、「鳥取県5歳児健康診査マニュアル（健診医・スタッフ用）」の改訂版を検討し、おおむねのたたき台が示された。
- ⑥鳥取県乳幼児健康診査マニュアル（健診医用）を平成27年3月に改訂したことを受け、本マニュアルの周知と健診に従事する人材を育成し、健診体制の整備を図ることを目的に、県内3会場（テレビ配信）で「乳幼児健康診査マニュアル講習会」を2回開催した。平成28年度も5歳児健診マニュアル改訂版が完成することなどから、次年度も引き続き講習会を開催する予定である。

(10) 疾病構造の地域特性対策専門委員会：瀬川委員長報告

平成27年度は以下について調査を行った。報告

集は現在、印刷中である。

①「鳥取県における腎不全医療の現状調査と腎移植の推進に関する研究」

平成27年12月31日現在、鳥取県における透析患者総数は1,526人で、そのうち60歳以上が77.1%を占め、高齢化が進んでいる。

また、県民800人を対象とした調査では、臓器提供意思表示カード等の所持率は73.5%、意思表示率は22.3%で、それぞれ昨年度より増加した。増加の原因としては、免許証や健康保険証に意思表示欄の設定、普及啓発活動や移植に関する報道の効果が考えられる。なお、10代の認知率、所持率、意思表示率が低く、高齢になるほど提供したくないと考える割合が高くなる傾向があった。

特定健診における血清クレアチニン測定の有用性を鳥取県国民健康保険団体連合会が集積したデータから、尿蛋白陰性の慢性腎臓病患者（CKD）が1,376人、総受診者の4.4%において特定健診で新たに見いだされた。これらの患者は従来の特定健診で、尿蛋白のみの評価ではCKDと診断されない症例であり、特定健診で血清クレアチニン値を測定することはCKD対策として非常に有用である。

②「鳥取県における肝がんサーベイランスの実態」

昨年度に引き続き7施設で診療した146例の初発HCC症例の成因やサーベイランス遵守状況調査を行っている。地域別のNBNCの占める割合は、西部45.6%、中部40.0%、東部34.6%と地域差を認めた。過去3年間の本事業での結果をもとに、鳥取県の初発HCCは減少傾向である。

全症例の平均年齢は73.1歳、HBVはHCV、NBNCに比較して若年であった。NBNC HCCは高齢男性が多い。また、NBNCは男性の占める割合が81.7%と高く、飲酒歴ありが41.4%と高かった。

生活習慣病の合併率は、全症例では高血圧

41.1%、糖尿病38.6%、脂質異常8.2%、脂肪肝3.5%、肥満23.2%であり、NBNCはHBVやHCVに比べて高血圧、糖尿病、肥満の合併率が高く、生活習慣病を有する症例の割合は高かった。NBNC HCCの背景因子の特徴は肥満で飲酒歴を有し、生活習慣病を合併した高齢男性が多いことが示されている。サーベイランス遵守率は全体では36.3%であった。肝炎ウイルス陽性と認識されていた通院症例は、HBV 81.8%、HCV 94.4%と比較的良好なサーベイランス遵守率であった。その一方で、ショック状態で救急搬送時に肝炎ウイルス陽性およびHCCを初めて診断された症例も2例あった。根治的治療の実施率はサーベイランス遵守例71.7%、逸脱例34.4%と前者で高かったことから、HCCサーベイランスの手法は早期診断と治療に貢献していることが示唆された。

今後は、HCCサーベイランスの対象者を、NBNC HCCを早期診断できる可能性を探っていきたい。

③「鳥取県における高齢者のがん罹患率、がん死亡についての疫学研究」

70歳以上の罹患者の割合が高いがんは、前立腺、膵臓、肝臓、膀胱、肺、白血病などである。高齢者のがんの特性を明らかにしておくことは、鳥取県の今後の人口や年齢構成の変化の予測と相まって、将来の医療供給やがん対策を考慮する上で、重要なデータになる可能性がある。悪性新生物による死亡数においては、男女とも65歳未満、65-74歳でゆるやかな減少傾向にあり、75歳以上は増加傾向にあった。

2009-2013年の5年間の部位別悪性新生物死亡数のうち、75歳以上の者の割合が高いのは、男性では前立腺、膀胱、胆道であり、女性では膀胱、胆道、結腸、膵臓、肝臓であった。逆に、75歳以上の者の割合が低いものは男性では、食道、直腸、肝臓、女性では乳房、子宮であった。

2003年と2012年の年齢階級別にみた罹患数の

多いがんを比較すると、75歳以上の男性の胃がんが大きく増加、肺がんもやや増加していた。各年齢階級で前立腺がんが増加していた。女性では65歳未満の乳がん、子宮がんも罹患数が増加していた。75歳以上の肺がんも増加していた。女性では高齢の膀胱がんが多いのも特徴である。

75歳以上の2003年と比較して2012年では、男性の胃、前立腺、結腸、肝臓の罹患率が増加し、肺がんの罹患率が減少した。女性では肺、乳房の罹患率が増加し、肝臓の罹患率が減少した。部位別のがんの75歳以上の年齢構成罹患率の動向をみると、男性では、前立腺の増加傾向と胃および直腸のゆるやかな増加傾向および肺の近年の減少傾向が認められた。女性では、乳房、肺、胃の増加傾向が認められた。

④「鳥取県における悪性胸膜中皮腫の治療に関する実態調査～鳥取大学病院における検討から～」

悪性胸膜中皮腫は、アスベスト暴露が主たる原因となって胸膜に発生する悪性腫瘍で、極めて悪性度が高く予後不良の疾患である。2014年の中皮腫死亡数は1995年に比べ約3倍近く増加している。手術単独の治療は極めて成績不良であるため、集学的治療が必要とされるが、いまだに標準的治療は確立されていない。

2001年～2015年の15年間で鳥取大学医学部附属病院において、病理組織学的に悪性胸膜中皮腫の確定診断が得られたのは23人であった。その臨床病理学的因子は平均年齢63.3歳、男女比は19：4で、アスベスト暴露歴を14人に認めた。有意差は認められなかったが、手術症例6人の方が、予後が良かった。

悪性胸膜中皮腫の生存期間はかなり短い。手術単独療法では不十分と考えられることから、集学的治療が望まれる。本邦でも標準治療の確立は難しい状況の中、今後は鳥取県でも増加が予想される本疾患に対して県内医療機関は連携することが重要で、現状を把握して今後を展望

しておく必要がある。

⑤「鳥取県におけるメタボリック症候群の現状と課題」

平成23年度と20年度のメタボリック症候群（以下、メタボ）減少率の比較結果では、鳥取県は47都道府県で唯一、メタボ減少率がマイナス（微増）の県であった。この4年間で国保や協会けんぽなど大人数をかかえる保険者において、受診率の増加とメタボ率の増加があり、受診者数に比べてメタボ陽性者の増加率が著しいというものであった。すなわち、平成20年度の時点では、メタボをかかえる人はあまり受診しておらず、受診者数を増やしたことで隠れていたメタボがたくさん発見されるようになったことを意味している。今後は、年代別、保険者別、エリア（都市部と郡部）別に、どのような層にメタボ層が潜在しているかを同定し、今後の特定保健指導のターゲットを絞りこむことが必要である。

また、平成17年度から継続して生活習慣病実態調査を続けている江府町については、とくに江府町在住者での協会けんぽの働き盛り世代のメタボ陽性率が高い。中山間地在住の働き盛り世代にメタボ率が高い問題は、仕事の現場が米子市など居住地とは離れているため、在住地の保健活動だけでは不十分であり、中小企業全体の産業衛生への取り組みが重要になると思われる。よって、協会けんぽ等の協力の下で進めていくほうがより効果的と考えられる。

⑥母子保健調査研究：紫斑病性腎炎の治療と予後の検討～13年間のまとめ～

紫斑病性腎炎（HSPN）はネフローゼ症候群を合併する症例は予後が不良であるとされているが、治療については明確な基準がない。鳥取大学医学部周産期小児医学分野において、紫斑病性腎炎を発症し、当科で腎生検を施行した18例中11例が発症時にネフローゼ状態を呈していた。それらに対してMPT療法後にカクテル療法施行により10例は5カ月以内に蛋白尿は陰性

化した。残りの1例も8カ月で蛋白尿は消失している。また1例を除いて血尿も陰性化している。再評価の腎生検を施行した5例のすべてで病理組織は改善していた。

今回の検討では、重症紫斑病性腎炎に対して2年間のカクテル療法が有効であることが示唆された。今後は長期予後のフォローの検討が必要である。

(11) 公衆衛生活動対策専門委員会：渡辺委員長報告

①健康教育事業

「健康フォーラム」を平成27年11月29日に倉吉未来中心「セミナールーム3」で開催し、「COPDが死因の3位になるって本当!?—COPDにかからないために、COPDで死なないために—」と題して、鳥取大学医学部統合内科医学講座分子制御内科学教授 清水英治先生の講演と「タバコが美味しく、COPDになってもやめられない仕組み—ニコチン依存症—禁煙成功のポイントはこちら！」と題して、河本医院 院長 河本知秀先生の講演を行い、聴講者は30名であった。

また、当日、検査機器の業者の協力により希望者に肺年齢測定を行い、好評であった。

この他に、日本海新聞に公開健康講座も講演内容を「保健の窓」に掲載、また、一般の方からの疾病に関する質問とその回答を「健康なんでも相談室鳥取県医師会Q&A」に掲載。毎月1回、鳥取県健康会館を会場に鳥取県医師会公開健康講座を実施。

なお、鳥取県の委託事業である「生活習慣病対策セミナー」は年12回開催することになっているが、鳥取県健康会館で開催した鳥取県医師会公開健康講座のうち6回をこれにあて、さらに3地区においても2回ずつ同様のセミナーを実施した。

②地域保健対策

平成27年度より、新たに鳥取大学医学部消化

器内科 松本和也先生を中心にして「鳥取県における膵臓診療の実態調査」を行う。

膵臓による死亡者数は、臓器別では2014年に肝細胞癌を抜いて第4位と増加傾向である。

鳥取県・島根県のがん死亡率は全国平均よりも高く、中でも山陰両県の女性における膵臓癌の死亡率は、がん部位別死亡率（2005年～2011年、75歳未満年齢調整死亡率、10万人対）で頻回に上位に位置している。膵臓診療の課題は、病理学的エビデンスを取得せずに手術・抗がん剤治療・緩和医療などを実施されていることが少なくないが、山陰地区におけるその実態は不明である。よって、県内11病院を対象として、2012年～2014年度に膵臓診療に際して、①病理学的エビデンスの取得率、②膵腫瘍組織型、③浸潤性管癌のStage、治療方針、治療経過などを調査し、どのような対策が膵臓癌患者の予後及びQOL改善にとって有効か具体的に検討する。

2016年2月には鳥取大学倫理委員会の承認を得て、関連全施設のデータ集積を行った。

③生活習慣病対策事業

各地区医師会においても、教育講演会、座談会を開催している。東部では東部医師会健康スポーツ講演会を行い、中部医師会では「住民健康フォーラム」を行い、西部では健康教育講演、一般公開健康講座等を開催している。また、鳥取県健康会館において、面談による健康相談を毎月第1木曜日は精神科、第2及び第4木曜日は内科、第3木曜日は整形外科が担当して行っており、68件の相談があった。

(12) 生活習慣病対策専門委員会：谷口委員長報告

平成26年度特定健診実施状況は、被用者保険と市町村国保の合計では受診率40.9%で、前年度より1.4ポイント増加した。中でも、市町村国保の受診率が初めて30%を超えた。これは、医療機関からの働きかけが有効であったと考えられる。ま

た、協会けんぽは平成20年度に比べ26ポイントも増加し、44.4%となった。

特定健診の未受診者の3割が医療機関通院中であり、かかりつけ医からの直接の受診勧奨が有効と推測された。そこで、かかりつけ医へ向けて、特定健診とがん検診をあわせた受診勧奨リーフレットを作成し、関係先に配布した。

また、特定保健指導実施状況は、被用者保険と市町村国保の合計の動機付け支援実施率・積極的支援実施率の両者を合わせた実施率は29.4%で、前年度より5.5ポイント増加し、年々上昇している。特に近年では警察共済、協会けんぽ、地方職員共済などの実施率増加が目立っている。

内臓脂肪症候群該当者は13.5%、予備群該当者は前年度より4.1ポイント増加して11.3%だった。3疾患治療中（高血圧、糖尿病、脂質異常）の中では、高血圧治療を受けている者が7割を占めた。また、3疾患とも未治療の対象者のうち、eGFR値60未満が74.1%もあり、CKD重症化予防の点から大きな課題と思われた。

また、平成26年度に作成したCKDリーフレットの周知度をあげるために、紹介すべき腎臓専門医リスト、CKD患者で注意すべき薬剤リスト、医療機関と市町村の連携のための連絡票を追加記載し、改訂版のリーフレットを鳥取県医師会員へ3月末に発送した。

国の第2期実施計画期間における目標は、特定健診実施率70%、保健指導実施率45%とされているが、本県では、平成25年度実績で、特定健診実施率39.5%で全国33位、保健指導実施率23.9%で全国18位である。今後は絶対数が多い協会けんぽ、市町村国保へのさらなる受診勧奨が大切と考えられる。

特定健診従事者講習会を西部で開催した。

(13) 地域医療研修及び健康情報対策専門委員会：藤井委員長報告

①地域医療の充実、特に地域医療を担う医師の育成について

平成26年厚生労働省調査における本県の医療施設に勤務する医師数は人口10万人当たりでは全国6位だが、平成8年の医師数を100とした場合の推移を見ると、増加しているものの、その指数は全国より10ポイント程度低く、30～40代医師は減少傾向である。

本県の医師確保策として実施している奨学金制度では平成18年から27年までで228人に貸与し、このうち36名が初期研修終了し、23名が県内で勤務（平成27年11月）。

鳥取大学医学部地域医療学講座の取り組みとしては、6年間を通じて地域医療に関連した講義・実習のカリキュラムが組まれており、特に4年次と6年次の臨床実習においては、地域の医療機関での実習を実施。また、平成26年6月に「鳥取大学地域医療総合教育研修センター」を日野病院に開設し、大学内の講義・実習では補うことが出来ない部分を現場で学習している。

また、鳥取県地域医療支援センター長に福本前医学部長が就任され、奨学金貸与者等のフォロー体制も充実してきた。

以上の報告から、委員からは、医師不足数調査では必ずしも診療科別の不足の実態が反映されていないなどの指摘があり、可能なものは今後の調査で見直していくこととした。ただ、必要医師数のとらえ方は国全体でも難しい課題であり、国の検討会の状況なども注視していきたい。

②地域医療構想の策定に向けた検討状況について

地域医療構想の策定に向けては、医療圏ごとに検討された議論をとりまとめ、今年の7月開催の「地域医療対策協議会」、「医療審議会」での協議を得て、パブリックコメントをいただき、9月には地域医療構想の策定を行う予定である。

また、鳥取県の高齢化と介護保険の概況においては、平成24年度の高齢者1人当たりの介護保険費用月額是全国トップクラスで、全国平均

を約10%上回っているが、後期高齢者医療費と合算すると全国平均程度となる。介護保険サービスの種類別では、入所施設、通所施設のサービス利用状況が全国平均を上回る一方で、訪問系（訪問介護、訪問看護など）は全国平均を下回り、特に中山間地には訪問看護などが普及していない地域もあるという報告であった。

(14) 鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会総合部会：魚谷会長報告（別記2）

平成27年度の総合部会は平成27年9月10日、平成28年3月10日の2回開催した。

この会では各部長、専門委員長及びオブザーバーとして各部会の保健師が出席し、特定健診、がん検診、がん登録事業等について、鳥取県健康政策課の資料説明にもとづいて各部会を横断的に問題点について討議を行った。報告内容は別添資料のとおり。

2. 平成27年度決算書について

岩垣係長が説明した（別記3、4）。

県支出金、鳥取県保健事業団支出金、市町村等委託金、その他委託金については、事業の増減によりそれぞれ補正を行った。よって、収入合計額67,109,675円に対し、支出合計額は63,511,109円、収支差引額は3,598,566円となり、平成28年度に繰り越しとした。

3. 平成27年度表彰基金決算書、特別事業積立金について

岩垣係長が説明した（別記5、6）。

「表彰基金」は、昭和58年9月、健対協が保健文化賞を受賞した時の副賞の賞金を基金として、それ以降、毎年の鳥取県健康対策協議会会長表彰等で支出を行っている。本年3月末現在の基金総額は254,840円である。

「特別事業積立金」は、定期預金積立金4,043,483円。また、普通預金1,742,649円は平成28年度へ繰り越しとした。

4. 監査報告

新田監事より、6月18日監査した結果について適正であった旨の報告があった（別記7）。

平成27年度決算書、平成27年度表彰基金決算書及び特別事業積立金について、一括承認した。

5. 専門委員会の構成（案）及び専門委員会委員長及び委員の委嘱、鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会総合部会等委員の委嘱について（別記8、9、10、11、12、13、14、15）

岡田理事より、「健対協各種専門委員会委員名簿（別記9）」、「鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会総合部会並びに各部会委員名簿（別記10～12）」、「鳥取県母子保健対策協議会委員名簿（別記13）」について説明された。また、「鳥取県がん登録あり方検討ワーキンググループ委員名簿（別記14）」、「鳥取県乳幼児健診マニュアル」の検討を行う「母子保健対策小委員会委員名簿（別記15）」についても、併せて、説明され、承認された。任期は、平成30年3月31日まで。

6. 平成28年度事業計画（案）について

各専門委員長より本年度の事業計画について、それぞれ説明され了承された（別記16）。

(1) がん登録対策専門委員会：尾崎委員長に代わって岡田理事報告

平成25年標準集計。登録精度の向上のための届出勧奨を行う。また、引き続き、補充届出票による遡り調査と各種検診発見がんの未登録分の登録を行う。

2016年1月より全国がん登録の届出開始。2015年12月31日までの旧様式の地域がん登録データについても併せて従来通りの届出様式での提出を依頼。徹底を図るためのチラシの配布や説明および全国がん登録情報の提供を随時発信。ワーキンググループ会議を開催して、がん登録データの利活用についても継続検討を行う。

第25回地域がん登録全国協議会総会研究会参加。

(2) 胃がん対策専門委員会：謝花委員長説明

平成28年度は受診者数約53,400人で、受診率28.0%で26年度実績より2.2ポイント増加の予定である。

胃がん対策としてのピロリ菌検査・ペプシノゲン検査の検討については、小委員会にて引き続き検討を行う。また、国の「がん検診指針」改正に伴い、本県の胃がん検診実施に係る手引きを見直し、変更点などについて引き続き検討を行う。

従事者講習会及び症例研究会は東部で開催予定。

(3) 子宮がん対策専門委員会：皆川委員長説明

平成28年度は約32,700人の受診予定である。無料クーポン券を利用して、初回受診勧奨を行う。子宮がん検診一次検査医療機関は年に1回登録更新手続きを行う。

子宮がん検診細胞診検査の精度管理向上を図るため、平成27年度から構築した医療機関検診の精検結果を、「鳥取県健康対策協議会子宮がん検診細胞診委員会」にフィードバックする仕組みの検証。また、液状検体法（LBC）が導入後も存在する判定不能例の抑制として、細胞採取手技の改善指導等を行っていく。

子宮がん検診従事者講習会と症例検討会を西部で開催予定。

(4) 肺がん対策専門委員会：中村委員長説明

平成28年度の受診者数は約57,300人、受診率は30.1%の見込みで、増加傾向にある。これは、東部地区の医療機関検診の受診者数の増加。また、境港市で行われた医療機関検診受診勧奨キャンペーンにより受診者数の増加につながっている。

重点計画としては、特に要精検率を適正化する。比較読影の割合を増加させ、全国の許容値3%を達成できるように精度管理を徹底する。ま

た、デジタル検診による読影体制を統一し、セキュリティ管理を含めて問題点の把握に努め、改善策を考える。

検診発見肺がんの予後調査を継続して行い、肺がん検診が肺がん死亡率の減少に寄与するかどうかさらにデータを蓄積する。

従事者講習会及び症例検討会を西部で開催予定。

(5) 乳がん対策専門委員会：山口委員長説明

平成28年度の受診者数は約20,800人、受診率は17.6%の見込みである。

国の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」が改正され、平成28年度の検診から適用されることになり、鳥取県においても平成29年度よりマンモグラフィ単独検診とすることが決定された。

鳥取市など触診医の確保が困難な市町村は、前倒しで平成28年度よりマンモグラフィ単独検診を行うことが承認されたが、平成28年度はマンモグラフィ単独検診に向けての実施に係る手引きの改正や読影体制の再検討を行っていく予定である。また、デジタルマンモグラフィの導入に関しても引き続き検討を進めていきたい。

また、視触診がなくなることにむけて、乳癌の正しい知識や自己触診法の手技を地域の保健師の協力のもとに広めていく。

マンモグラフィ単独検診へ移行することに伴い、これまで以上に読影の質の確保が求められることから、県の協力を頂いて、マンモグラフィ読影医の確保を進めていきたい。

従事者講習会及び全県症例検討会を東部で開催予定。また、各地区症例検討会も開催予定。

(6) 大腸がん対策専門委員会：岡田委員長説明

平成28年度は約61,200人の受診予定である。大腸がん検診受診率の上昇傾向は続いているが、プロセス指標の目標値は大きく下回ったままである。引き続き各種受診勧奨を継続するとともに、

効果的な受診勧奨方法を検討していく。

便潜血検査については、平成26年度より、県医師会と県臨床衛生検査技師会が共同で実施している「鳥取県臨床検査精度管理調査」の調査項目に追加となった。多くの施設に参加いただいているが、引き続き周知していく。施設ごとの要精検率、検査キットやカットオフ値の設定などについても検討を続ける。要精検率についてはプロセス指標の目標値を上回った状態が続いていることもあり、将来的には検査内容が統一されることが望ましいがその可能性についても検討する。

各地区読影委員会で定期的な読影講習会を開催する。また、従事者講習会及び症例研究会も西部で開催予定。

(7) 肝臓がん対策専門委員会：岸本委員長説明

平成28年度は国庫事業の肝炎ウイルス検査（19市町村実施）7,919人、市町村単独事業（6町実施）820人の実施予定である。

肝臓がん検診及び国庫事業の肝炎ウイルス検査は、それぞれ平成7年度及び平成14年度より開始されているが、これらの検診・検査により発見されたB型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルス陽性者に対し、精密医療機関等を通じ年2回以上受診するよう受診勧奨を行う。

発見肝臓がんの確定調査を行う。

従事者講習会及び症例研究会を東部で開催予定。

(8) 若年者心臓検診対策専門委員会：坂本委員長説明

平成27年度心臓疾患精密検査結果および心電図検診結果の報告と、平成28年度以降の心臓検診実施体制等について検討。

心臓検診従事者講習会を学校医研修会と同日に開催する予定。

第49回若年者心疾患・生活習慣病対策協議会が、平成29年1月29日、岡山県医師会館で開催されるので参加する。

(9) 母子保健対策専門委員会：大野委員長に代わって笠木理事が報告

母子保健に関するデータの効果的・効率的な集計・評価・分析のあり方を検討する。

思春期の健康問題や妊産婦の健康問題等の対策について検討する。

妊婦健康診査における子宮がん検診について液状検体法を推奨することになったが、今後市町村の意見も伺った上で、今後の方向性を検討していく。

乳幼児健診での精密健診受診者の割合が市町村によって異なり、精密健診の内容を検討するとともに、健診で見つけ出された発達障がい児のフォロー体制も検討する。

また、小委員会において、5歳児健診マニュアルを完成させ、マニュアル周知を含めた講習会を予定し、その内容（開催時期と場所、講師、プログラム等）を検討する。

(10) 疾病構造の地域特性対策専門委員会：瀬川委員長説明

平成28年度は前年度に引き続き、以下のとおり調査を行う。

【疾病構造の地域特性対策調査研究】

①「鳥取県における慢性腎臓病（CKD）と腎不全医療の現状調査と腎移植推進に関する研究」

引き続き、鳥取県臓器・アイバンク、中国腎不全研究会や中国四国臨床臓器移植研究会さらに県内外医療人の協力を得て、鳥取県におけるCKDを含む腎不全医療の諸問題を把握し、その解決方法を探る。

②「鳥取県における肝細胞癌サーベイランスの実態と非B非C型肝細胞癌対策」

引き続き、鳥取県内8病院を対象として、初発HCC診断の実態調査を行い、患者背景、成因、性状、診断経緯、治療法等を集計する。初発HCCの約40%を占めるNBNC HCCの早期診断対策として、60歳以上の糖尿病男性を囲い込み対象とした、腫瘍マーカーと腹部超音波検査

によるHCCサーベイランスの実現可能性に関しても検討を行う。

③「若年の喫煙開始ががん発生、死亡に及ぼす影響」

喫煙開始年齢がより若いことは、生涯喫煙量や喫煙年数と独立したがん罹患やがん死亡の危険因子になるかどうかのこの課題を明らかにするために、鳥取県において、過去の健康診査受診者を対象とした後ろ向きコホート研究を実施する。

④「高齢者肺癌に対する術後補助化学療法の有用性に関する研究」

鳥取県における高齢者肺癌の術後補助療法の現状を調査するために、鳥取大学医学部附属病院の症例を中心にして後方視的解析をする。術後補助療法の適用率、治療完遂率、予後、問題点を検討して、鳥取県の現状にマッチした高齢者肺癌に対する術後補助療法の意義と今後の方針を考察する。

⑤「鳥取県におけるメタボリック症候群の現状と課題」

平成23年度時点でのメタボ低減率がプラスになった背景として、受診率増加とともに新たに参入した若年世代のメタボ陽性者が増えておりその特性を明らかにすること、メタボ該当者への特定保健指導の実施率が低い要因を明らかにすること、そして都市部だけでなく中山間地の若年世代でメタボ陽性率の高いエリアの特性を調査する。

【母子保健調査研究】

タンデムマス法による新生児マス・スクリーニング法によって見出される新しい代謝異常症の発生頻度・異常遺伝子の解析を行う。

低出生体重児、特にSGA児、身長予後とそれに関係する因子の検討。

(11) 公衆衛生活動対策専門委員会：渡辺委員長説明

健康フォーラムは、平成28年11月20日（日）、鳥取大学医学部記念講堂で開催予定。日本海新聞に「保健の窓」、「健康なんでも相談室鳥取県医師会Q&A」掲載続行予定。健康相談も継続実施。

毎月1回、鳥取県医師会公開健康講座を継続実施。なお、鳥取県の委託事業である「生活習慣病対策セミナー」については平成28年度も継続して行い、鳥取県医師会公開健康講座のうち6回を生活習慣病セミナーにあて、3地区においても2回ずつ同様のセミナーを実施して頂く予定。

各地区の健康教育活動も継続実施。

地域保健対策は昨年度に引き続き「鳥取県における膀胱診療の実態調査」を行う。

昨年度、県内11施設に行った「膀胱診療の実態調査」の集計結果報告会を10月頃に開催し、どのような対策が膀胱患者の予後及びQOL改善にとって有効か具体的に検討する。

(12) 生活習慣病対策専門委員会：谷口委員長説明

平成27年度特定健診結果の分析および評価を行う。また、保健指導実施状況を把握し、その効果について評価を行う。受診率向上、保健指導実施率向上に向けて、各組合の様々な取り組みを集約し、他の組合への参考に供する。

腎臓専門医・注意する薬剤リストなどを補填した新しいCKD啓発リーフレットを医療者向けに配布し、CKD啓発をさらに進めていく。また、CKD概念の一般県民への理解がどの程度進んでいるのかを評価する方策も今後検討していきたい。

従事者講習会を中部で開催予定。

(13) 地域医療研修及び健康情報対策専門委員会：藤井委員長説明

奨学金の貸与を受けた医師を含めて、県内に定着する医師のキャリア形成を支援して、鳥取県の

地域医療の充実がはかられるよう、研修・育成体制について意見交換する。

また、平成28年度策定予定の地域医療構想を踏まえ、平成29年度に見直しが予定されている鳥取県保健医療計画等の各種計画の見直しの方向性について、意見交換していく。

各専門委員会の平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画より、以下の質問や意見交換があった。

Q 1. 大腸がん検診においては、精密検査受診率が76.7%と低率で、受診勧奨が重要である。内視鏡検査に代わるCTコロノグラフィ検査、カプセル内視鏡検査の導入の検討はなされているのか。

A. 委員会においても、協議しているが、検診の精検方法としてあげるには精度的には有用性がまだ認められていない。装置等が年々良くなっているので、将来的には導入する方向で引き続き検討することとしている。

Q 2. 妊婦健康診査における子宮がん検診においても、液状検体法が推奨されたが、導入には予算の確保が必要とのことだが、県のどこと相談したらいいのかという質問があった。

A. 妊婦健康診査については、財源確保も含めて市町村に移譲されているので、上限額が市町村によって格差がある。『鳥取県母子保健対策協議会』の担当課である子育て応援課が窓口となって、市町村と話を進めていきたい。

Q 3. 疾病構造調査研究の「鳥取県におけるメタボリック症候群の現状と課題」において、本県は隠れメタボの方が多いという報告があったが、平成25年度の『鳥取県がん対策推進協議会』において、鳥取県民の歩行数が全国平均に比べ少ないというデータがあったので、メタボとの因果関係があるのではないか

という質問があった。

A. 鳥取県は働き盛りを含めて、メタボ率が特別に高いということはないが、平成20年度と平成23年度のメタボ率減少率の取り組みが不十分であったこと、特定健診の受診勧奨により、受診率の増加とメタボ率の増加につながった。背景としては、鳥取県の男性の運動量が少ないということはある。県が行っているウォーキングの取り組みや、協会けんぽにおいては、中小企業を対象に生活指導支援等を重点的に取り組んでおり、それが特定健診受診率の上昇や生活習慣改善につながっているとのことだった。

Q 4. 胃がん検診の医療機関検診の精度管理については、各地区医師会にそれぞれ読影委員会を設置し、そこで行っている。今後は、健対協の中に、胃がんの医療機関検診の精度管理の予算立てをしていただき、地区医師会から健対協に移管を検討していただきたい。

A. 予算の出所、精度管理委員会の運営の問題等があるので、地区医師会とも相談しながら、今後、検討していきたい。

この他、初期臨床研修医の県内でのマッチング、専門医制度に対応したキャリアパス、奨学金の取り扱いについて、意見交換があった。

7. 平成28年度予算（案）について

岩垣係長より説明があり、承認された（別記17、18）。

健対協予算は前年度と同様に県支出金、鳥取県保健事業団支出金、市町村等委託金、その他委託金、県医師会補助金、繰越金を含む諸収入である。平成28年度予算総額は70,461千円で、前年度より3,893千円増額予算である。

8. 平成28年度鳥取県健康対策協議会長表彰について

多年に亘り、健対協事業に貢献された梅澤潤一先生を平成28年度鳥取県健康対策協議会会長被表彰者と決定した（別記19）。

9. その他

(1) 事務局規程の一部改正（案）について、谷口事務局長より提案が示され、承認された。

現行の事務局規程については、職名等が実態に即していないので、鳥取県医師会に準じた職名とし、また、読影会、がん登録事業に従事している非常勤職員についても記載した。よって、規程は6月30日から施行することとなった。

(2) 「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針案」等について、岩垣係長より提案が示され（別記20～22）、承認された。

本年1月から個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたことに伴い、社会保障や税の分野での利用が始まる。これにより、本協議会においても、職員及びその家族、読影委員の先生方等のマイナンバーを給与所得の源泉徴収票などに記載するために、個人番号を届け出てもらう必要がある。よって、鳥取県医師会が作成した基本方針案等を参考に本協議会としても、『基本方針』、『取扱規程』、『マニュアル』及び

流れについて作成した。『基本方針』等は6月30日から施行することとなった。

今後は、「職員及び扶養家族」並びに「委員」、「報酬の支払先（個人）」を対象に、マイナンバー制度に基づく個人番号の提供をお願いする。

(3) 鳥取県のがん75歳未満年齢調整死亡率（10万人対）年次推移について、資料にもとづき、藤井健康医療局長より説明があった。

全国に比べ、鳥取県は高く推移しており、特に男性が高い。2011～2014年の部位別においても、依然として男性の胃がん、肺がん、肝がんが高い。

6月29日に国立がん研究センターが「地域がん登録」のデータを活用し、2012年（平成24年）がん罹患数推計値の発表があった。人口10万対のがん年齢調整罹患率から、鳥取県が全国数値より高い部位は、男性は胃、肝、肺、女性は胃、子宮、大腸の順である。このことが、75歳未満年齢調整死亡率にも影響を及ぼしていると思われる。

なお、発表された罹患率については、各県のがん登録の精度にばらつきがあるので、あくまで参考資料にとどめていただきたい。

理事会に引き続き、ホテルモナーク鳥取にて表彰式と懇親会を行った。

平成28年度鳥取県健康対策協議会役員名簿

(任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日)

(敬称略)

会 長	魚谷 純 (県 医 師 会 会 長)	理 事	瀬川 謙一 (県医師会常任理事)
副会長	河合 康明 (鳥取大学医学部長)	〃	武信 順子 (県 医 師 会 理 事)
〃	藪田千登世 (県 福 祉 保 健 部 長)	〃	小林 哲 (〃)
理 事	渡部 哲哉 (県病院局病院事業管理者)	〃	辻田 哲朗 (〃)
〃	井上 靖朗 (県福祉保健部子育て王国推進局長)	〃	太田 匡彦 (〃)
〃	藤井 秀樹 (県福祉保健部健康医療局長)	〃	秋藤 洋一 (〃)
〃	影山 知也 (県健康医療局健康政策課長)	〃	清水 英治 (鳥取大学医学部附属病院長)
〃	中川 善博 (県健康医療局医療政策課長)	〃	原田 省 (鳥取大学医学部教授)
〃	金涌 文男 (県健康医療局医療指導課長)	〃	山本 一博 (〃) ^{※1}
〃	村上 健一 (県健康医療局健康政策課 がん・生活習慣病対策室長)	〃	中村 廣繁 (〃)
〃	池口 正英 (県立中央病院長) ^{※1}	〃	谷口 晋一 (〃)
〃	井藤 久雄 (県立厚生病院長)	〃	尾崎 米厚 (〃)
〃	吉田 良平 (県保健所長会々長)	〃	磯本 一 (〃)
〃	中村 仁志 (県衛生環境研究所長) ^{※2}	〃	村脇 義和 (済生会境港総合病院長)
〃	松浦 喜房 (東 部 医 師 会 会 長)	〃	大野 耕策 (山陰労災病院長)
〃	松田 隆 (中 部 医 師 会 会 長)	〃	皆川 幸久 (鳥取県立中央病院副院長)
〃	野坂 美仁 (西 部 医 師 会 会 長)	〃	岸本 幸廣 (山陰労災病院院長特別補佐)
〃	渡辺 憲 (県 医 師 会 副 会 長)	〃	謝花 典子 (山陰労災病院部長)
〃	清水 正人 (〃)	〃	山口 由美 (鳥取赤十字病院部長)
〃	明穂 政裕 (県 医 師 会 常 任 理 事)	〃	坂本 雅彦 (垣 田 病 院 長)
〃	笠木 正明 (〃)	監 事	新田 辰雄 (県 医 師 会 監 事)
〃	米川 正夫 (〃)	〃	中井 正二 (〃)
〃	岡田 克夫 (〃)		

※1 県医師会理事

※2 平成28年6月3日付で就任

別 記 (1)

平成27年度鳥取県健康対策協議会事業報告

() の数字は平成27年度決算額

(単位：円)

1. がん登録対策専門委員会【委員長：尾崎米厚（鳥大医社会医学講座環境予防医学教授）】

事業内容	摘 要
1. がん登録及び集団検診の効果分析 2. 出張採録と患者照合処理の効率化 3. 「鳥取県がん登録事業実施要綱」の制定 4. 標準化データベースシステム（DBS）導入 5. 平成28年1月より「全国がん登録データベースシステム」運用開始 6. 「鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ」検討会 (7,106,602)	1. 地域がん登録全国協議会総会研究会参加（群馬県） 2. 「鳥取県がん登録事業報告書（平成23年集計）」

2. 胃がん対策専門委員会【委員長：謝花典子（山陰労災病院消化器内科部長）】

事業内容	摘 要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 胃がん検診フィルムの読影と胃がん検診発見胃がん患者の確定調査 3. 胃がん検診精密検査医療機関登録 4. 胃がん一次検診における内視鏡検査の精度管理 5. 車検診におけるデジタル化に伴う読影 6. 胃がん対策としてのピロリ菌検査・ペプシノゲン検査の検討 (5,522,312)	1. 各地区読影委員会設置 2. 従事者講習会及び症例研究会（中部） 3. 厚生労働省研究班による胃内視鏡検診の有効性評価に関する検討

3. 子宮がん対策専門委員会【委員長：皆川幸久（鳥取県立中央病院副院長）】

事業内容	摘 要
1. 集団（車検診）検診実施状況の評価、検討 2. 子宮がん検診一次検査医療機関登録 3. 子宮がん検診精密検査医療機関登録 4. 検診発見がん患者の確定調査 5. 若年者の受診率向上対策 6. 子宮がん検診細胞診検査の精度管理向上対策 (882,408)	1. 従事者講習会及び症例検討会（東部） 2. 子宮がん検診細胞診委員会設置

4. 肺がん対策専門委員会【委員長：中村廣繁（鳥大医器官制御外科学講座胸部外科学教授）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 精密検査による肺がん確定診断の調査 3. 肺がん検診精密検査医療機関登録 4. 肺がん医療機関検診実施 5. デジタル化に伴う読影 6. 肺がん検診細胞診検査の精度管理向上対策 (17,302,124)	1. 従事者講習会及び症例研究会（東部） 2. 肺がん検診読影委員会及び細胞診委員会設置 3. 肺がん個別検診読影委員会設置

5. 乳がん対策専門委員会【委員長：山口由美（鳥取赤十字病院第三外科部長）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 乳がん検診精密検査医療機関登録 3. 検診発見乳がん患者の確定調査 4. 乳がん医療機関検診一次検診医登録 5. マンモグラフィ併用検診体制整備 6. 乳がん検診一次検査（乳房エックス線撮影）医療機関登録 (12,743,240)	1. 従事者講習会及び症例検討会（西部） 2. 各地区症例検討会 3. 鳥取県乳がん検診マンモグラフィ読影委員会設置

6. 大腸がん対策専門委員会【委員長：岡田克夫（県医師会常任理事）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 検診発見大腸がん患者の確定調査 3. 大腸がん検診精密検査医療機関登録 (348,213)	1. 従事者講習会及び症例研究会（中部） 2. 大腸がん注腸読影委員会設置 3. 大腸がん検診読影講習会 4. 大腸がん注腸読影指導会

7. 肝臓がん対策専門委員会【委員長：川崎寛中（山陰労災病院名誉院長）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 肝臓がん検診精密検査医療機関登録 3. 検診発見肝臓がん患者の確定調査 (380,296)	1. 従事者講習会及び症例研究会（西部）

8. 若年者心臓検診対策専門委員会【委員長：坂本雅彦（垣田病院長）】

事業内容	摘要
1. 乳幼児・児童生徒の心臓疾患対策 2. 心電図判読 (4,084,521)	1. 各地区判読委員会設置 2. 心臓検診従事者講習会（中部） 3. 若年者心疾患・生活習慣病対策協議会総会参加（鳥根県）

9. 母子保健対策専門委員会【委員長：大野耕策（山陰労災病院長）】

事業内容	摘要
1. 母子保健事業の評価 2. 新生児マス・スクリーニングについて 3. 乳幼児健康診査について (835,789)	1. 母子保健対策小委員会（3回）開催 ・「5歳児健診マニュアル」の検討 2. 乳幼児健診マニュアル講習会開催（2回）

10. 疾病構造の地域特性対策専門委員会【委員長：瀬川謙一（県医師会常任理事）】

事業内容	摘要
1. 鳥取県における腎不全医療の現状調査と腎移植の推進に関する研究等（5項目） 2. 母子保健調査研究 (2,974,705)	1. 「疾病構造の地域特性対策専門委員会報告（第29集）」発行 2. 「鳥取県におけるメタボリック症候群の現状と課題」を開始

11. 公衆衛生活動対策専門委員会【委員長：渡辺 憲（県医師会副会長）】

事業内容	摘要
1. 地域保健対策 2. 健康教育対策 3. 生活習慣病対策 (2,179,243)	1. 健康フォーラム（中部） 2. 公開健康講座、生活習慣病対策セミナー（とっとり県民カレッジ連携講座） 3. 「鳥取県における膀胱癌診療の実態調査」開始

12. 生活習慣病対策専門委員会【委員長：谷口晋一（鳥大医地域医療学講座教授）】

事業内容	摘要
1. 特定健診・特定保健指導実施状況の評価、検討 2. 慢性腎臓病対策事業の検討 (405,188)	1. 従事者講習会（西部） 2. 特定健診かかりつけ医連携受診勧奨リーフレット作成 3. CKD患者を専門医に紹介するタイミング（医療機関編）パンフレット一部改正

13. 地域医療研修及び健康情報対策専門委員会【委員長：藤井秀樹（鳥取県福祉保健部健康医療局長）】

事業内容	摘要
1. 地域医療の充実についての検討 2. 健康・医療にかかわる計画について検討 (95,912)	

平成27年度総合部会記録

部会長 魚 谷 純

平成27年度の生活習慣病検診等管理指導協議会総合部会は平成27年9月10日、平成28年3月10日の2回開催した。

この会では各部会長、専門委員長及びオブザーバーとして各部会の保健師が出席し、特定健診、がん検診、がん登録事業等について、鳥取県健康政策課の資料説明にもとづいて各部会を横断的に、問題点について討議を行った。

1) 2016年1月からがん登録推進法に基づく「全国がん登録」が開始。病院の参加は必須。診療所は手挙げ方式で、現在、128診療所が指定登録。

健対協ホームページ等で全国がん登録情報の提供を随時発信する。

2) 平成22年度の胃、子宮、肺、乳、大腸がん検診総受診者延べ約18万4千人に対し、無料クーポン補助事業が行われたこと等により年々増加傾向で、平成26年度の総受診者は延べ約21万人となり、5年間で延べ約2万6千人の増であった。しかしながら、受診率の目標値50%には程遠い状況である。

3) 国が示すプロセス指標と平成26年度実績を比較検討した結果、胃がん、子宮がん、乳がん検診の要精検率は国の許容値に対し、良好な数値を継続している。しかし、肺がん、大腸がん検診については、依然として許容値を上回っている。5つのがん検診全てにおいて、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度は国が示すプ

ロセス許容値に対し、高い数値を継続しており、精度の高い検診が行われている。特に乳がん検診の精検受診率は目標値の90%以上を超えている。

4) 平成26年度の特定健診受診率は40.9%で、初めて40%台を超えた。国が示す目標の70%にはまだ遠い状況である。

特定保健指導では、動機づけ支援と積極的支援を合わせた保健指導実施率は29.4%で前年より5.5ポイント増加した。特定健診受診率と同様に、年々少しずつ上昇している。

5) 特定健診の未受診者の3割が医療機関通院中であり、かかりつけ医からの直接の受診勧奨が有効であるということから、かかりつけ医を通じた「特定健診・がん検診受診勧奨リーフレット」を作成し、医療機関に配布した。

6) 「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」が一部改正され、平成28年度の検診から、胃がん検診においては、従来のX線検査に加えて内視鏡検査が導入されることとなり、対象者は50歳以上で、2年に1回（当分の間、エックス線検査については40歳以上に対し年1回実施可）。乳がん検診においては、マンモグラフィ単独検診が適用され、視触診は推奨されないこととなった。

本県においては、平成28年度は鳥取県の現行の手引きに沿って実施することとしており、28年度中に手引きの見直しを行う。

(参 考)

平成26年度実績、平成27年度実績（中間）、平成28年度計画について

(単位：人 %)

区 分		国指標	平成26年度実績	平成27年度実績見込	平成28年度計画		
胃 が ん 検 診	対 象 者 数 (人)		190,556	190,556	190,556		
	受診者	X 線 検 査 (人・率)	13,801 (7.2)	14,875 (7.8)	14,980 (7.8)		
		内 視 鏡 検 査 (人・率)	35,404 (18.6)	36,560 (19.2)	38,460 (20.2)		
		合 計 (人・率)	目標値50%達成 49,205 (25.8)	51,435 (27.0)	53,440 (28.0)		
	X 線 検 査	要 精 検 者 数 (人)		1,181	/	/	
		要 精 検 率 (%)	許容値11.0%以下	8.6			
		精 密 検 査 受 診 者 数 (人)		985			
		精 検 受 診 率 (%)	許容値70%以上 目標値90%以上	83.4			
	診	検診発見がんの者(がんの疑い)		178 (51)			
		検 診 発 見 が ん 率 (%)	許容値0.11%以上	0.36			
陽 性 反 応 適 中 度		許容値1.0%以上	2.1				
確定調査結果(確定癌数・率)			181 (0.37)				
子 宮 頸 部 が ん 検 診	対 象 者 数 (人)		135,485	135,485			135,485
	受 診 者 数 (人)		31,243	32,072			32,777
	受 診 率 (%)	目標値50%達成	23.1	23.7	24.2		
	要 精 検 者 数 (人)		360	/	/		
	判 定 不 能 者 数 (人)		15				
	要 精 検 率 (%)	許容値1.4%以下	1.15				
	精 検 受 診 者 数 (人)		292				
	精 検 受 診 率 (%)	許容値70%以上 目標値90%以上	81.1				
	診	検診発見がんの者(がんの疑い)				23 (153)	
		検 診 発 見 が ん 率 (%)	許容値0.05%以上			0.07	
陽 性 反 応 適 中 度		許容値4.0%以上	6.4				
確定調査結果(確定癌数・率)			21 (0.07)				
肺 が ん 検 診	対 象 者 数 (人)		190,556			190,556	190,556
	受 診 者 数 (人)		53,208	55,276	57,336		
	受 診 率 (%)	目標値50%達成	27.9	29.0	30.1		
	要 精 検 者 数 (人)		2,303	/	/		
	要 精 検 率 (%)	許容値3.0%以下	4.33				
	精 検 受 診 者 数 (人)		2,021				
	精 検 受 診 率 (%)	許容値70%以上 目標値90%以上	87.8				
	診	検診発見がんの者(がんの疑い)				55 (74)	
		検 診 発 見 が ん 率 (%)	許容値0.03%以上			0.10	
		陽 性 反 応 適 中 度	許容値1.3%以上			2.4	
確定調査結果(確定癌数・率)			81 (0.15)				
	上記のうち原発性肺がん数・率		74 (0.14)				

区 分		国指標	平成26年度実績	平成27年度実績見込	平成28年度計画		
乳 が ん 検 診	対 象 者 数 (人)		118,248	118,248	118,248		
	受 診 者 数 (人)		18,959	20,208	20,832		
	受 診 率 (%)	目標値50%達成	16.0	17.1	17.6		
	要 精 検 者 数 (人)		1,393	/	/		
	要 精 検 率 (%)	許容値11.0%以下	7.35				
	精 検 受 診 者 数 (人)		1,283				
	精 検 受 診 率 (%)	許容値80%以上 目標値90%以上	92.1				
	検診発見がんの者(がんの疑い)		92 (5)				
	検 診 発 見 が ん 率 (%)	許容値0.23%以上	0.49				
	陽 性 反 応 適 中 度	許容値2.5%以上	6.60				
	確定調査結果(確定癌数・率)		90 (0.47)				
大 腸 が ん 検 診	対 象 者 数 (人)		190,556			190,556	190,556
	受 診 者 数 (人)		57,582			59,600	61,282
	受 診 率 (%)	目標値50%達成	30.2			31.3	32.2
	要 精 検 者 数 (人)		5,280	/	/		
	要 精 検 率 (%)	許容値7.0%以下	9.2				
	精 検 受 診 者 数 (人)		4,049				
	精 検 受 診 率 (%)	許容値70%以上 目標値90%以上	76.7				
	検診発見がんの者(がんの疑い)		156 (10)				
	検 診 発 見 が ん 率 (%)	許容値0.13%以上	0.27				
	陽 性 反 応 適 中 度	許容値1.9%以上	3.0				
	確定調査結果(確定癌数・率)		155 (0.27)				

※検診発見がんの者(率)：精密検査の結果、がんとして診断された者です。

() 内の数値は「がん疑いの者」の数を外数で計上。

※確定癌者(率)：精密検査の結果、がん及びがん疑いと診断された者について、鳥取県健康対策協議会が確定調査を行い、最終的に確定癌とされた者です。

※乳がん・子宮がん検診は、国の検診指針では2年に1回のため、受診率全国対比の数値を県受診率欄に()で表示している。

(1) 平成26年度健康増進事業における肝炎ウイルス検査

区 分	対象者数	受診者数	受診率	HBs陽性者	HCV陽性者	HBs陽性率	HCV陽性率
肝炎ウイルス検査	202,322	8,321	4.1%	124	26	1.5%	0.3%

(精密検査)

区 分	要精検者数	精検受診者数	精検受診率	肝臓がん	肝臓がん疑い	がん発見率
肝炎ウイルス検査	150	97	64.7	2	4	0.02%

平成27年度実績見込み7,677人、平成28年度計画7,919人

(2) 肝臓がん検診により発見されたウイルス陽性者に対するの定期検査状況

区 分	健康指導対象者	定期検査受診者数	定期検査結果			
			慢性肝炎	肝硬変	肝臓がん	がん疑い
B型肝炎ウイルス陽性者	1,720	875	139 (15.9)	8 (0.9)	5 (0.6)	3 (0.3)
C型肝炎ウイルス陽性者	844	407	200 (49.1)	18 (4.4)	7 (1.7)	6 (1.5)

鳥取県健康対策協議会のホームページでは、各委員会の概要、委員会記録、出版物、従事者講習会から特定健診の情報まで随時更新しています。

なお、鳥取県医師会ホームページ (<http://www.tottori.med.or.jp>) のトップページ右領域のメニュー「鳥取県健康対策協議会」からもリンクしています。

→ 「鳥取県健康対策協議会」

<http://www.kentaikyuu.tottori.med.or.jp>



別記(3)

平成27年度鳥取県健康対策協議会決算書

〈収入の部〉

(単位：円)

款 項 目	予算額	補正額	予算現額	収入済額	増△減	摘 要
1. 県 支 出 金	22,013,000	0	22,013,000	22,013,000	0	
1) 委 託 金	18,361,000	0	18,361,000	18,361,000	0	
(1) がん登録及び解析 評価事業費委託金	7,072,000	0	7,072,000	7,072,000	0	委託金6,548,148円 +消費税523,852円
(2) 県民健康対策調査 研究事業費委託金	2,973,000	0	2,973,000	2,973,000	0	委託金2,752,778円 +消費税220,222円
(3) 健康診査管理支援 事業費委託金	1,857,000	0	1,857,000	1,857,000	0	委託金1,719,444円 +消費税137,556円
(4) 生活習慣病予防セミナー 開催事業費委託金	1,450,000	0	1,450,000	1,450,000	0	委託金1,342,593円 +消費税107,407円
(5) がん検診精度確保 事業費委託金	2,831,000	0	2,831,000	2,831,000	0	委託金2,621,296円 +消費税209,704円
(6) 肝臓がん検診従事者 講習会開催等事業費委託金	287,000	0	287,000	287,000	0	委託金265,741円 +消費税21,259円
(7) 肺がん医療機関検診読影 委員会開催事業費委託金	599,000	0	599,000	599,000	0	委託金554,630円 +消費税44,370円
(8) 母子保健推進体制 整備事業費委託金	738,000	0	738,000	738,000	0	委託金683,333円 +消費税54,667円
(9) 特定健診かかりつけ医連携 受診勧奨強化事業費委託金 (単年度事業)	554,000	0	554,000	554,000	0	委託金512,963円 +消費税41,037円 (単年度事業)
2) 県 負 担 金	3,652,000	0	3,652,000	3,652,000	0	
(1) 事務局強化対 策負担金	3,652,000	0	3,652,000	3,652,000	0	
2. 鳥取県保健事業団支出金	22,180,000	34,569	22,214,569	22,214,569	0	
1) 委 託 金	21,780,000	34,569	21,814,569	21,814,569	0	
(1) 胃 集 検 読 影 事業費委託金	5,346,000	△277,639	5,068,361	5,068,361	0	@330×14,221件=4,692,930円 消費税375,431円
(2) 子 宮 が ん 検 診 事業費委託金	570,000	△159,816	410,184	410,184	0	細胞診1次直接塗抹法 @400×0件=0円 細胞診1次LBC法 @300×21件=6,300円 最終判定 @900×415件=373,500円 消費税30,384円
(3) 肺 が ん 検 診 事業費委託金	5,991,000	205,044	6,196,044	6,196,044	0	フィルム読影料 @110×51,698件=5,686,780円 細胞診1次 @400×119件=47,600円 最終判定 @900×3件=2,700円 消費税458,964円
(4) 乳 が ん 検 診 事業費委託金	5,553,000	378,220	5,931,220	5,931,220	0	マンモグラフィ読影料 @617×9,613件 (内税442,198円)
(5) 若 年 者 心 臓 検 診 事業費委託金	4,320,000	△111,240	4,208,760	4,208,760	0	@200×19,485件=3,897,000円 消費税311,760円
2) 補 助 金	400,000	0	400,000	400,000	0	
(1) 各 専 門 委 員 会 連 絡 調整補助金	400,000	0	400,000	400,000	0	

款 項 目	予算額	補正額	予算現額	収入済額	増△減	摘 要
3. 市町村等支出金	18,019,000	811,420	18,830,420	18,830,420	0	
1) 市町村委託金	18,019,000	811,420	18,830,420	18,830,420	0	
(1) 肺がん医療機関検診 事業費委託金	11,232,000	547,344	11,779,344	11,779,344	0	@432×27,267件 (内税872,544円)
(2) 乳がん検診 事業費委託金	6,787,000	264,076	7,051,076	7,051,076	0	@617×11,428件 (内税525,688円)
4. その他委託金	868,000	△286,622	581,378	581,378	0	
1) 委 託 金	868,000	△286,622	581,378	581,378	0	
(1) 若年者心臓検診 事業費委託金	332,000	△ 13,184	318,816	318,816	0	いなば財団 { @200×1,476件 = 295,200円 消費税23,616円
(2) 胃集検読影 事業費委託金	357,000	△ 200,188	156,812	156,812	0	中国労働衛生協会 { @330×440件 = 145,200円 消費税11,612円
(3) 肺がん検診 事業費委託金	117,000	△ 11,250	105,750	105,750	0	中国労働衛生協会 { @120×816件 = 97,920円 消費税7,830円
(4) 乳がん検診 事業費委託金	62,000	△ 62,000	0	0	0	中国労働衛生協会 @617×0件
5. 県医師会補助金	1,300,000	0	1,300,000	1,300,000	0	
1) 県医師会補助金	1,300,000	0	1,300,000	1,300,000	0	
(1) 運営費補助金	1,300,000	0	1,300,000	1,300,000	0	
6. 寄 付 金	1,000	0	1,000	0	△1,000	
1) 寄 付 金	1,000	0	1,000	0	△1,000	
(1) 寄 付 金	1,000	0	1,000	0	△1,000	
7. 諸 収 入	53,000	0	53,000	35,447	△17,553	
1) 預 金 利 子	3,000	0	3,000	1,618	△1,382	
(1) 預 金 利 子	3,000	0	3,000	1,618	△1,382	
2) 労働者保険料 被保険者負担分収入	50,000	0	50,000	33,829	△16,171	労働保険料事業主立替分収入
(1) 労働者保険料 被保険者負担分収入	50,000	0	50,000	33,829	△16,171	
8. 繰 越 金	2,134,000	0	2,134,000	2,134,861	861	
1) 前年度繰越金	2,134,000	0	2,134,000	2,134,861	861	
(1) 前年度繰越金	2,134,000	0	2,134,000	2,134,861	861	
収入合計	66,568,000	559,367	67,127,367	67,109,675	△17,692	

〈支出の部〉

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	摘 要
	予算額	補正額	流用増減	計			
1. 総 務 費	5,948,000	0	0	5,948,000	5,799,101	148,899	
1) 会 議 費	840,000	△ 20,000	0	820,000	795,951	24,049	
(1) 理 事 会 費	840,000	△ 20,000	0	820,000	795,951	24,049	
2) 各 専 門 委 員 会 費	1,431,000	0	0	1,431,000	1,324,630	106,370	
(1) 各 専 門 委 員 会 費	1,431,000	0	0	1,431,000	1,324,630	106,370	
3) 特定健診かかりつけ医 連携受診勧奨強化事業費	554,000	0	0	554,000	554,000	0	リーフレット作成費、 配布に係った諸経費 (単年度事業)
(1) 特定健診かかりつけ医 連携受診勧奨強化事業費	554,000	0	0	554,000	554,000	0	59,587,367円(委託金 合計)に係る公租公 課費
4) 給 料	2,316,000	0	0	2,316,000	2,316,000	0	○県委託金18,361,000 円に係る公租公課 費680,000円
(1) 給 料	2,316,000	0	0	2,316,000	2,316,000	0	○鳥取県保健事業団、 市町村、その他 検診機関の委託金 41,226,367円
5) 納税申告作成費	147,000	0	0	147,000	128,520	18,480	健康対策費のうち 以下の項目で公租公課 費1,526,800円支出
(1) 消費税申告作成費	77,000	0	0	77,000	76,032	968	胃がん対策費 52,159円
(2) 給料システム レンタル料	70,000	0	0	70,000	52,488	17,512	子宮がん対策費 15,100円
6) 公租公課費	660,000	20,000	0	680,000	680,000	0	肺がん対策費 811,241円
(1) 公租公課費	660,000	20,000	0	680,000	680,000	0	乳がん対策費 480,700円 若年者心臓検診対策費 167,600円 小計1,526,800円 合計2,206,800円
2. 健康対策費	60,620,000	559,367	0	61,179,367	57,712,008	3,467,359	
1) がん登録費	7,173,000	0	0	7,173,000	7,106,602	66,398	
(1) がん登録費	7,173,000	0	0	7,173,000	7,106,602	66,398	
2) 胃がん対策費	6,003,000	△477,827	0	5,525,173	5,522,312	2,861	
(1) 胃がん対策費	6,003,000	△477,827	0	5,525,173	5,522,312	2,861	※公租公課費 52,159円
3) 子宮がん対策費	1,047,000	△159,816	0	887,184	882,408	4,776	
(1) 子宮がん対策費	1,047,000	△ 159,816	0	887,184	882,408	4,776	※公租公課費 15,100円
4) 肺がん対策費	18,189,000	741,138	0	18,930,138	17,302,124	1,628,014	
(1) 肺がん対策費	17,590,000	741,138	0	18,331,138	16,703,124	1,628,014	※公租公課費 811,241円
(2) 肺がん医療機関検診 読影委員会対策費	599,000	0	0	599,000	599,000	0	
5) 乳がん対策費	12,652,000	580,296	0	13,232,296	12,743,240	489,056	
(1) 乳がん対策費	12,652,000	580,296	0	13,232,296	12,743,240	489,056	※公租公課費 480,700円
6) 大腸がん対策費	570,000	0	0	570,000	348,213	221,787	

款 項 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	摘 要
	予算額	補正額	流用増減	計			
(1)大腸がん対策費	570,000	0	0	570,000	348,213	221,787	委員会1回開催
7) 肝臓がん対策費	537,000	0	0	537,000	380,296	156,704	
(1)肝臓がん対策費	537,000	0	0	537,000	380,296	156,704	委員会1回開催
8) がん検診精度 確保対策費	2,911,000	0	0	2,911,000	2,851,455	59,545	
(1)がん検診精度 確保対策費	2,911,000	0	0	2,911,000	2,851,455	59,545	
9) 若年者心臓検診 対策費	4,652,000	△ 124,424	0	4,527,576	4,084,521	443,055	
(1)若年者心臓検診 対策費	4,652,000	△ 124,424	0	4,527,576	4,084,521	443,055	※公租公課費 167,600円
10) 母子保健対策費	838,000	0	0	838,000	835,789	2,211	
(1)母子保健対策 協議会対策費	838,000	0	0	838,000	835,789	2,211	
11) 県民健康対策費	3,023,000	0	0	3,023,000	2,974,705	48,295	
(1)疾病構造調査等 研究費	3,023,000	0	0	3,023,000	2,974,705	48,295	
12) 公衆衛生活動費	2,465,000	0	0	2,465,000	2,179,243	285,757	
(1)地域保健対策費	595,000	0	0	595,000	513,839	81,161	
(2)健康教育対策費	903,000	0	0	903,000	792,035	110,965	
(3)公開健康講座 対策費	345,000	0	0	345,000	288,318	56,682	
(4)生活習慣病対策 セミナー対策費	622,000	0	0	622,000	585,051	36,949	
13) 生活習慣病対策費	440,000	0	0	440,000	405,188	34,812	
(1)生活習慣病 対策費	440,000	0	0	440,000	405,188	34,812	
14) 地域医療研修及び 健康情報対策	120,000	0	0	120,000	95,912	24,088	
(1)地域医療研修及び 健康情報対策費	120,000	0	0	120,000	95,912	24,088	
支 出 合 計	66,568,000	559,367	0	67,127,367	63,511,109	3,616,258	

収入済額 67,109,675円

支出済額 63,511,109円

差引残額 3,598,566円 (平成28年度へ繰越)

別 記 (4)

平成27年度鳥取県健康対策協議会予算決算対照表

(単位：円)

事業名	支出予算額 支出決算額	内 訳					
		県支出金	事業団支出金	市町村等支出金	その他委託金	医師会補助金	利息その他
1. がん登録対策	7,173,000	7,072,000				55,000	46,000
	7,106,602	7,072,000				34,602	0
2. 胃がん対策	5,525,173	250,000	5,068,361		156,812		50,000
	5,522,312	250,000	5,068,361		156,812		47,139
3. 子宮がん対策	887,184	270,000	410,184			80,000	127,000
	882,408	270,000	410,184			80,000	122,224
4. 肺がん対策	18,930,138	849,000	6,196,044	11,779,344	105,750		
	17,302,124	849,000	5,388,781	10,958,593	105,750		
5. 乳がん対策	13,232,296	250,000	5,931,220	7,051,076	0		
	12,743,240	250,000	5,737,345	6,755,895	0		
6. 大腸がん対策	570,000	250,000				150,000	170,000
	348,213	250,000				98,213	0
7. 肝臓がん対策	537,000	287,000				80,000	170,000
	380,296	287,000				80,000	13,296
8. がん検診精度 確保対策	2,911,000	2,831,000					80,000
	2,851,455	2,831,000					20,455
9. 若年者心臓検診 対策	4,527,576		4,208,760		318,816		
	4,084,521		3,821,805		262,716		
10. 母子保健対策	838,000	738,000					100,000
	835,789	738,000					97,789
11. 県民健康対策	3,023,000	2,973,000					50,000
	2,974,705	2,973,000					1,705
12. 公衆衛生活動 対策	2,465,000	1,450,000	400,000			425,000	190,000
	2,179,243	1,450,000	400,000			239,243	90,000
13. 生活習慣病対策	440,000	270,000				20,000	150,000
	405,188	270,000				20,000	115,188
14. 地域医療研修及び 健康情報対策	120,000					100,000	20,000
	95,912					95,912	0
15. 総 務 費	5,948,000	4,523,000				390,000	1,035,000
	5,799,101	4,523,000				390,000	886,101
合 計	67,127,367	22,013,000	22,214,569	18,830,420	581,378	1,300,000	2,188,000
	63,511,109	22,013,000	20,826,476	17,714,488	525,278	1,037,970	1,393,897

別 記 (5)

表 彰 基 金

(平成28年3月31日現在)

1. 基金運用収支

(単位：円)

科 目	年度初現在高	増	減	年度末現在高	摘 要
1. 収 入					
前年度繰越金	294,281				
雑 入		45		294,326	普通預金利息
2. 支 出					
表彰関係諸費			39,486	△39,486	表彰状、記念品等(2名分)
計	294,281	45	39,486	254,840	

別 記 (6)

鳥取県健康対策協議会特別事業・決算

1. 定期預金

(単位：円)

科 目	年度初現在高	増	減	残 額	摘 要
1. 定期預金積立	4,042,625				鳥取銀行本店
2. 定期預金利息		858			
計	4,042,625	858	0	4,043,483	

2. 普通預金収支

科 目	年度初現在高	増	減	残 額	摘 要
1. 収 入					
前年度繰越金	1,742,363				
雑 入		286		1,742,649	普通預金利息
計	1,742,363	286	0	1,742,649	

別記 (7)

(写)

監 査 報 告 書

鳥取県健康対策協議会規約第6条8項の規程により、平成27年度鳥取県健康対策協議会事業報告・収入支出予算の執行について関係諸帳簿等を監査した結果適正であることを認めます。

平成28年6月18日

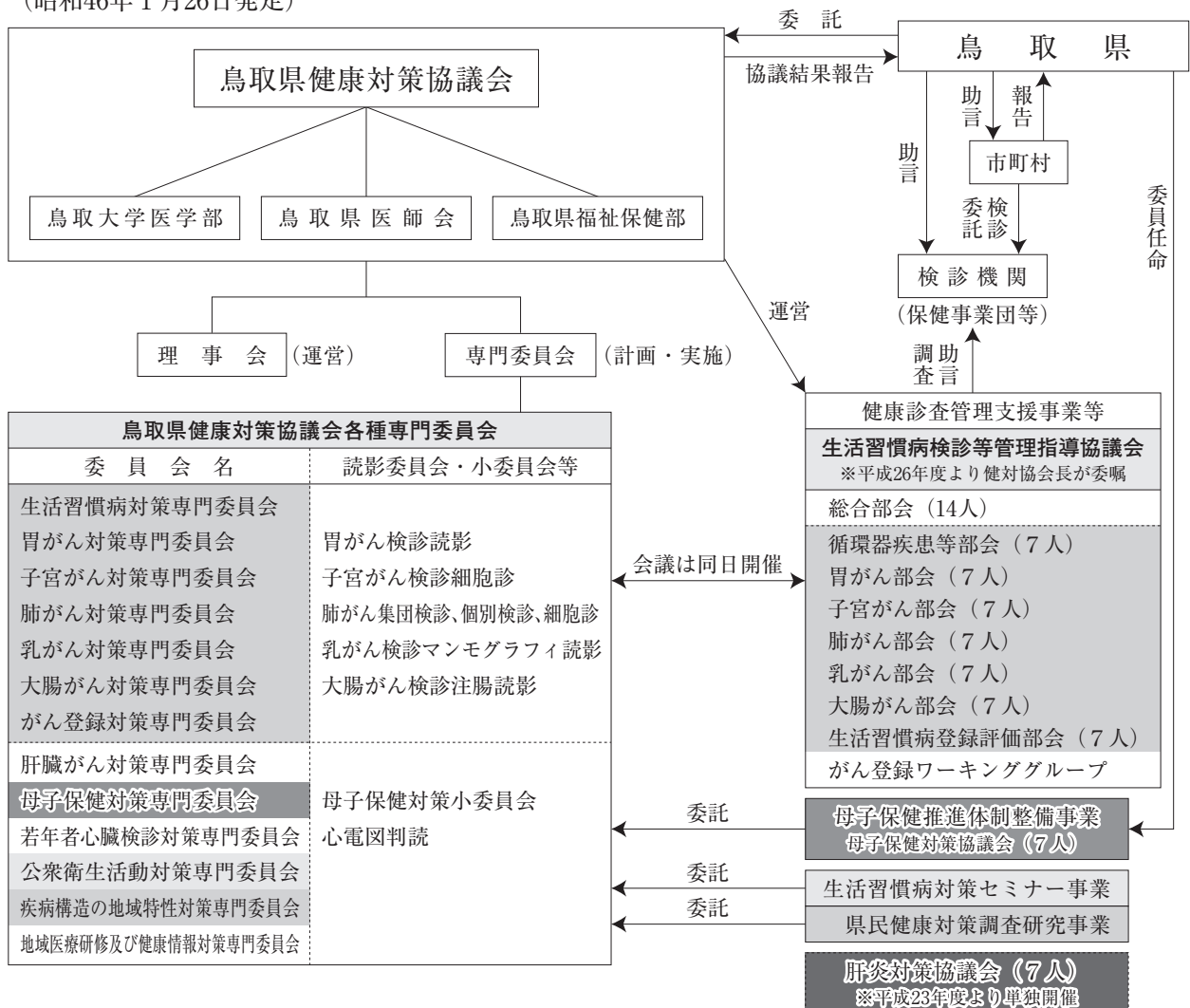
監 事 新 田 辰 夫 印
監 事 中 井 正 二 印

鳥取県健康対策協議会
会 長 魚 谷 純 殿

別記 (8)

鳥取県健康対策協議会と生活習慣病検診等管理指導協議会組織図

(昭和46年1月26日発足)



平成28年度鳥取県健康対策協議会専門委員会委員名簿

(任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日)

1. がん登録対策専門委員会【委員長：尾崎米厚（鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学教授）】

医師会	県	鳥取大学医学部・附属病院
明穂 政裕（県医師会常任理事）	藤井 秀樹（県福祉保健部健康医療局長）	黒沢 洋一（社会医学講座健康政策医学教授）
岡田 克夫（県医師会常任理事）	村上 健一（県健康政策課がん・生活習慣病対策室長）	辻谷 俊一（附属病院がんセンター長）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	池口 正英（県立中央病院院長）	岡本 幹三（附属病院がんセンター特任教員）
岩垣 陽子（県医師会事務局）	井藤 久雄（県立厚生病院院長）	
杉谷 篤（米子医療センター部長）	吉田 良平（倉吉保健所長）	
大石 正博（鳥取市立病院診療局長）		
小坂 博基（東部医師会）		
野田 博司（中部医師会）		
角 賢一（西部医師会）		

2. 胃がん対策専門委員会【委員長：謝花典子（山陰労災病院消化器内科部長）】

医師会	県	鳥取大学医学部・附属病院
米川 正夫（県医師会常任理事）	藤井 秀樹（県福祉保健部健康医療局長）	磯本 一（統合内科医学講座機能病態内科学教授）
岡田 克夫（県医師会常任理事）	村上 健一（県健康政策課がん・生活習慣病対策室長）	齊藤 博昭（器官制御外科学講座病態制御外科学准教授）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	田中 究（県立中央病院部長）	八島 一夫（附属病院第二内科診療科群講師）
西土井英昭（鳥取赤十字病院院長）	秋藤 洋一（県立厚生病院医療局長兼内科部長）	
吉中 正人（吉中胃腸科医院院長）	吉田 良平（倉吉保健所長）	
尾崎 真人（東部医師会）		
藤井 武親（中部医師会）		
伊藤 慎哉（西部医師会）		

市町村保健師代表者：藤木 尚子（鳥取市保険年金課健診推進室主幹）

鳥取県保健事業団：三宅 二郎（放射線課課長補佐）

3. 子宮がん対策専門委員会【委員長：皆川幸久（鳥取県立中央病院副院長）】

医師会	県	鳥取大学医学部・附属病院
岡田 克夫（県医師会常任理事）	藤井 秀樹（県福祉保健部健康医療局長）	原田 省（器官制御外科学講座生体機能医学教授）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	村上 健一（県健康政策課がん・生活習慣病対策室長）	大石 徹郎（附属病院女性診療科群講師）
中曾 庸博（鳥取県産婦人科医会長）	大野原良昌（県立厚生病院部長）	
村江 正始（東部医師会）	長井 大（鳥取保健所長）	
明島 亮二（中部医師会）		
長田 直樹（西部医師会）		

市町村保健師代表者：大谷 真澄（北栄町健康推進課保健師）

鳥取県保健事業団：富山 真弓（健診事業部長兼施設健診課長）

4. 肺がん対策専門委員会【委員長：中村廣繁（鳥取大学医学部器官制御外科学講座胸部外科学教授）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
岡田 克夫（県医師会常任理事）	影山 知也（県健康医療局健康政策課長）	清水 英治（統合内科医学講座分子制御内科学教授）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	杉本 勇二（県立中央病院副院長）	井岸 正（附属病院卒後臨床研修センター教授）
小林 哲（県医師会理事）	中本 周（県立中央病院部長）	谷口 雄司（附属病院手術部准教授）
鈴木 喜雅（米子医療センター部長）	吹野 俊介（県立厚生病院中央手術センター長兼外科部長）	荒木 邦夫（附属病院胸部外科診療科群講師）
池田 光之（東部医師会）	吉田 良平（倉吉保健所長）	小谷 昌広（統合内科医学講座分子制御内科学講師）
岡田耕一郎（中部医師会）		
丸山 茂樹（西部医師会）		

市町村保健師代表者：金川由美子（米子市健康対策課主幹）

鳥取県保健事業団：大久保 誠（放射線課長）

5. 乳がん対策専門委員会【委員長：山口由美（鳥取赤十字病院第三外科部長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
岡田 克夫（県医師会常任理事）	影山 知也（県健康医療局健康政策課長）	廣岡 保明（保健学科病態検査学講座教授）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	村上 健一（県健康政策課がん・生活習慣病対策室長）	村田 陽子（附属病院胸部外科診療科群特任教授）
小林 哲（県医師会理事）	前田 啓之（県立中央病院部長）	
工藤 浩史（博愛病院乳腺センター長）	長井 大（鳥取保健所長）	
尾崎 舞（東部医師会）	米原 祐子（西部総合事務所福祉保健局健康支援課長）	
林 英一（中部医師会）		
角 賢一（西部医師会）		

市町村保健師代表者：椿 沙也香（倉吉市福祉保健部保健センター保健師）

鳥取県保健事業団：大久保ひとみ（放射線課放射線係長）

6. 大腸がん対策専門委員会【委員長：岡田克夫（県医師会常任理事）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
米川 正夫（県医師会常任理事）	影山 知也（県健康医療局健康政策課長）	八島 一夫（附属病院第二内科診療科群講師）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	柳谷 淳志（県立中央病院部長）	蘆田 啓吾（附属病院第一外科診療科群講師）
濱本 哲郎（博愛病院副院長）	秋藤 洋一（県立厚生病院医療局長兼内科部長）	
西土井英昭（鳥取赤十字病院院長）	長井 大（鳥取保健所長）	
田中 久雄（鳥取赤十字病院副院長）		
尾崎 真人（東部医師会）		
山本 敏雄（中部医師会）		
細田 明秀（西部医師会）		

市町村保健師代表者：古谷 安紀（智頭町福祉課主任保健師）

鳥取県保健事業団：富田 優子（臨床検査課課長補佐）

7. 肝臓がん対策専門委員会【委員長：岸本幸廣（山陰労災病院院長特別補佐）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
岡田 克夫（県医師会常任理事）	藤井 秀樹（県福祉保健部健康医療局長）	岡野 淳一（統合内科医学講座機能病態内科学講師）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	影山 知也（県健康医療局健康政策課長）	的野 智光（附属病院第二内科診療群助教）
村脇 義和（済生会境港総合病院院長）	前田 和範（県立中央病院医長）	
松木 勉（鳥取市立病院健診センター長）	永原 天和（県立厚生病院医長）	
陶山 和子（西伯病院副院長）	大城 陽子（米子保健所長）	
満田 朱理（鳥取赤十字病院部長）		
松田 裕之（東部医師会）		
芦田 耕三（中部医師会）		
孝田 雅彦（西部医師会）		

市町村保健師代表者：南場 千恵（日野町健康福祉課保健師）

鳥取県保健事業団：山下 裕子（巡回健診課健診係長）

8. 若年者心臓検診対策専門委員会【委員長：坂本雅彦（垣田病院長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
笠木 正明（県医師会常任理事）	木本 美喜（県子育て王国推進局子育て応援課長）	西村 元延（器官制御外科学講座器官再生外科学教授）
岡田 克夫（県医師会常任理事）	吉田 朋幸（県体育保健課長）	美野 陽一（統合内科医学講座周産期小児医学助教）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	吉田 泰之（県立中央病院医療技術局長）	
船田 裕昭（山陰労災病院部長）	星加 忠孝（県立中央病院周産期母子センター長）	
石谷 暢男（東部医師会）	奈良井 栄（県立厚生病院部長）	
西田 法孝（中部医師会）	大城 陽子（米子保健所長）	
瀬口 正史（西部医師会）		

鳥取県保健事業団：長谷川利恵（臨床検査課長）

9. 母子保健対策専門委員会【委員長：大野耕策（山陰労災病院長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
笠木 正明（県医師会常任理事）	木本 美喜（県子育て王国推進局子育て応援課長）	花木 啓一（保健学科看護学母性・小児家族看護学講座教授）
岡田 克夫（県医師会常任理事）	皆川 幸久（県立中央病院副院長）	鞆嶋 有紀（統合内科医学講座周産期小児医学講師）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	宇都宮 靖（県立中央病院医療局副局長兼小児科部長）	大野 光洋（附属病院脳神経小児科助教）
中曾 庸博（鳥取県産婦人科医会長）	大野原良昌（県立厚生病院部長）	
石谷 暢男（東部医師会）	大城 陽子（米子保健所長）	
井奥 研爾（中部医師会）	坂本 裕子（東部福祉保健事務所健康支援課がん対策・健康づくり支援担当課長補佐）	
井田 尚志（西部医師会）		

市町村保健師代表者：山根 葉子（若桜町保健センター主幹）、植田美奈子（湯梨浜町子育て支援課係長）

10. 疾病構造の地域特性対策専門委員会【委員長：瀬川謙一（県医師会常任理事）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
魚谷 純（県医師会長）	藤井 秀樹（県福祉保健部健康医療局長）	河合 康明（医学部長）
岡田 克夫（県医師会常任理事）	影山 知也（県健康医療局健康政策課長）	清水 英治（附属病院長）

11. 公衆衛生活動対策専門委員会【委員長：渡辺 憲（県医師会副会長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
清水 正人（県医師会副会長）	藤井 秀樹（県福祉保健部健康医療局長）	能勢 隆之（前鳥取大学学長）
岡田 克夫（県医師会常任理事）	村上 健一（県健康政策課がん・生活習慣病対策室長）	黒沢 洋一（社会医学講座健康政策医学教授）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	吉田 朋幸（県体育保健課長）	尾崎 米厚（社会医学講座環境予防医学教授）
辻田 哲朗（県医師会理事）	池口 正英（県立中央病院長）	
福永 康作（東部医師会）	中安 弘幸（県立中央病院医療局長）	
森尾 泰夫（中部医師会）	吉田 良平（倉吉保健所長）	
吹野 陽一（西部医師会）	中村 仁志（県衛生環境研究所長）	

鳥取県保健事業団：丸瀬 和美（理事長兼常務理事）

12. 生活習慣病対策専門委員会【委員長：谷口晋一（鳥取大学医学部地域医療学講座教授）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
岡田 克夫（県医師会常任理事）	藤井 秀樹（県福祉保健部健康医療局長）	山本 一博（総合内科医学講座病態情報内科学教授）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）	中安 弘幸（県立中央病院医療局長）	宗村 千潮（附属病院第二内科診療科群講師）
武信 順子（県医師会理事）	大城 陽子（米子保健所長）	
太田 匡彦（県医師会理事）		
重政 千秋（鳥取市健康・子育て推進局参与）		
吉田 泰之（東部医師会）		
安梅 正則（中部医師会）		
越智 寛（西部医師会）		

市町村保健師代表者：盛山 絵理（江府町福祉保健課主任保健師）

鳥取県保健事業団：梶川 貴子（企画調整課指導係長）

13. 地域医療研修及び健康情報対策専門委員会【委員長：藤井秀樹（鳥取県福祉保健部健康医療局長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
渡辺 憲（県医師会副会長）	小澤 幸生（県福祉保健部長寿社会課長）	河合 康明（医学部長）
岡田 克夫（県医師会常任理事）	中川 善博（県健康医療局医療政策課長）	清水 英治（附属病院長）
瀬川 謙一（県医師会常任理事）		谷口 晋一（地域医療学講座教授）
松浦 喜房（東部医師会長）		福本 宗嗣（鳥取県地域医療支援センター特命教授）
松田 隆（中部医師会長）		
野坂 美仁（西部医師会長）		

別記 (10)

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会総合部会委員名簿

部 会 名	氏 名	勤 務 先	職 名
健 対 協 会 長	魚 谷 純	魚谷眼科医院	院 長
循 環 器 疾 患 等	○ 山本 一博 谷口 晋一	鳥取大学医学部統合内科医学講座病態情報内科学 鳥取大学医学部地域医療学講座	教 授 教 授
胃 が ん	○ 磯本 一 謝花 典子	鳥取大学医学部統合内科医学講座機能病態内科学 山陰労災病院消化器内科	教 授 部 長
子 宮 が ん	○ 原田 省 皆川 幸久	鳥取大学医学部器官制御外科学講座生殖機能医学 鳥取県立中央病院	教 授 副 院 長
肺 が ん	○ 清水 英治 中村 廣繁	鳥取大学医学部統合内科医学講座分子制御内科学 鳥取大学医学部器官制御外科学講座胸部外科学	教 授 教 授
乳 が ん	○ 廣岡 保明 山口 由美	鳥取大学医学部保健学科病態検査学講座 鳥取赤十字病院第三外科	教 授 部 長
大 腸 が ん	○ 八島 一夫 岡田 克夫	鳥取大学医学部附属病院第二内科診療科群 おかだ内科	講 師 院 長
がん登録対策専門委員会	尾崎 米厚	鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学	教 授

○印は各部会の部会長

別記 (11) (参 考)

肝炎対策協議会・肝臓がん対策専門委員会

委 員 会 名	氏 名	勤 務 先	職 名
肝炎対策協議会	村脇 義和	済生会境港総合病院	院 長
肝臓がん対策専門委員会	岸本 幸廣	山陰労災病院	院長特別補佐

生活習慣病検診等管理指導協議会部会委員名簿

(任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日)

(順不同・アンダーラインは部会長)

部 会 名	氏 名	職 名 (勤務先)
循環器疾患等 計7名	<u>山 本 一 博</u>	鳥取大学医学部統合内科医学講座病態情報内科学教授
	谷 口 晋 一	鳥取大学医学部地域医療学講座教授
	大 城 陽 子	米子保健所長
	太 田 匡 彦	さとに田園クリニック院長
	武 信 順 子	武信眼科院長
	中 安 弘 幸	鳥取県立中央病院医療局長
	宗 村 千 潮	鳥取大学医学部附属病院第二内科診療科群講師
胃 が ん 計7名	<u>磯 本 一</u>	鳥取大学医学部統合内科医学講座機能病態内科学教授
	謝 花 典 子	山陰労災病院消化器内科部長
	秋 藤 洋 一	鳥取県立厚生病院医療局長兼内科部長
	齊 藤 博 昭	鳥取大学医学部器官制御外科学講座病態制御外科学准教授
	瀬 川 謙 一	瀬川医院長
	田 中 究	鳥取県立中央病院消化器内科部長
	吉 中 正 人	吉中胃腸科医院長
子 宮 が ん 計7名	<u>原 田 省</u>	鳥取大学医学部器官制御外科学講座生殖機能医学教授
	皆 川 幸 久	鳥取県立中央病院副院長
	大 石 徹 郎	鳥取大学医学部附属病院女性診療科群講師
	大野原 良 昌	鳥取県立厚生病院産婦人科部長
	富 山 真 弓	鳥取県保健事業団健診事業部長兼施設健診課長
	中 曾 庸 博	鳥取県産婦人科医会長
	長 田 直 樹	母と子の長田産科婦人科クリニック院長
肺 が ん 計7名	<u>清 水 英 治</u>	鳥取大学医学部統合内科医学講座分子制御内科学教授
	中 村 廣 繁	鳥取大学医学部器官制御外科学講座胸部外科学教授
	杉 本 勇 二	鳥取県立中央病院副院長
	鈴 木 喜 雅	米子医療センター診療部長
	谷 口 雄 司	鳥取大学医学部附属病院手術部准教授
	吹 野 俊 介	鳥取県立厚生病院中央手術センター長兼外科部長
	吉 田 良 平	倉吉保健所長
乳 が ん 計7名	<u>廣 岡 保 明</u>	鳥取大学医学部保健学科病態検査学講座教授
	山 口 由 美	鳥取赤十字病院第三外科部長
	大久保 ひとみ	鳥取県保健事業団放射線課放射線係長
	工 藤 浩 史	博愛病院乳腺センター長
	小 林 哲	小林外科内科医院長
	前 田 啓 之	鳥取県立中央病院呼吸器・乳腺・内分泌外科部長
	米 原 祐 子	西部総合事務所福祉保健局健康支援課長

部 会 名	氏 名	職 名 (勤務先)
大腸がん 計7名	八島 一夫	鳥取大学医学部附属病院第二内科診療科群講師
	岡田 克夫	おかだ内科院長
	田中 久雄	鳥取赤十字病院副院長
	富田 優子	鳥取県保健事業団臨床検査課課長補佐
	西土井 英昭	鳥取赤十字病院長
	濱本 哲郎	博愛病院副院長
	柳谷 淳志	鳥取県立中央病院消化器内科部長兼内視鏡室長
生活習慣病登録委員会 がん登録委員会 計7名	尾崎 米厚	鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学教授
	池口 正英	鳥取県立中央病院長
	井藤 久雄	鳥取県立厚生病院長
	岩垣 陽子	鳥取県医師会事務局係長
	岡本 幹三	鳥取大学医学部附属病院がんセンター特任教員
	黒沢 洋一	鳥取大学医学部社会医学講座健康政策医学教授
	杉谷 篤	米子医療センター臨床研究部長

※県は、「鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会設置要綱」を平成26年5月18日に改正。

《主な改正点》

- (1) 生活習慣病検診等管理指導協議会の運営を鳥取県健康対策協議会に委託
- (2) 生活習慣病検診等管理指導協議会委員の委嘱を鳥取県健康対策協議会長に改正
- (3) 生活習慣病検診等管理指導協議会の庶務を鳥取県健康対策協議会事務局に改正

別記 (13)

鳥取県母子保健対策協議会委員名簿

(任期：平成28年就任日～平成30年3月31日)

(順不同・アンダーラインは会長)

部 会 名	氏 名	職 名 (勤務先)
母子保健対策協議会 計7名	中曾 庸博	中曾産科婦人科医院長
	宇都宮 靖	鳥取県立中央病院医療局副局長兼小児科部長
	大野 光洋	鳥取大学医学部附属病院脳神経小児科助教
	鞆嶋 有紀	鳥取大学医学部統合内科医学講座周産期小児医学講師
	坂本 裕子	東部福祉保健事務所健康支援課がん対策・健康づくり支援担当課長補佐
	山根 葉子	若桜町保健センター主幹
	植田 美奈子	湯梨浜町子育て支援課係長

※「鳥取県母子保健対策協議会設置要綱」により、鳥取県知事が任命

別 記 (14)

鳥取県がん登録あり方検討ワーキンググループ委員名簿

(任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日)

【順不同】

所 属	役職	氏名
鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学	教 授	尾 崎 米 厚
鳥取大学医学部附属病院がんセンター	特任教員	岡 本 幹 三
鳥取県医師会	常任理事	岡 田 克 夫
鳥取県医師会	理 事	小 林 哲
鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学		小 林 まゆみ
鳥取県福祉保健部健康医療局	局 長	藤 井 秀 樹
鳥取県医師会	事務局長	谷 口 直 樹

別 記 (15)

母子保健対策小委員会委員名簿

(任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日)

【順不同】

所 属	役職	氏名
鳥取大学医学部統合内科医学講座周産期小児医学	教 授	神 崎 晋
山陰労災病院	院 長	大 野 耕 策
鳥取県立総合療育センター	院 長	汐 田 まどか
鳥取県医師会	常任理事	笠 木 正 明
子育て長田こどもクリニック	院 長	長 田 郁 夫
鳥取県産婦人科医会	会 長	中 曾 庸 博
鳥取大学医学部脳神経医科学講座脳神経小児科学	教 授	前 垣 義 弘
東部福祉保健事務所健康支援課がん対策・健康づくり支援担当	課長補佐	坂 本 裕 子
若桜町保健センター	主 幹	山 根 葉 子
湯梨浜町子育て支援課	係 長	植 田 美奈子

平成28年度鳥取県健康対策協議会事業計画

() の数字は平成28年度予算額

(単位：千円)

1. がん登録対策専門委員会【委員長：尾崎米厚（鳥大医社会医学講座環境予防医学教授）】

事業内容	摘 要
1. がん登録及び集団検診の効果分析 2. 出張採録と患者照合処理の効率化 3. 「鳥取県がん登録事業実施要綱」の制定 4. 標準化データベースシステム（DBS）（平成28年9月で作業終了） 5. 「全国がん登録データベースシステム」運用 6. 「鳥取県がん登録あり方検討ワーキンググループ」検討会 (7,421)	1. 地域がん登録全国協議会総会研究会参加 (石川県)

2. 胃がん対策専門委員会【委員長：謝花典子（山陰労災病院消化器内科部長）】

事業内容	摘 要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 胃がん検診フィルムの読影と胃がん検診発見胃がん患者の確定調査 3. 胃がん検診精密検査医療機関登録 4. 胃がん一次検診における内視鏡検査の精度管理 5. 車検診におけるデジタル化に伴う読影 6. 胃がん対策としてのピロリ菌検査・ペプシノゲン検査の検討 (5,775)	1. 各地区読影委員会設置 2. 従事者講習会及び症例研究会（東部） 3. 国のがん検診指針改正に伴う「 <u>鳥取県胃がん検診実施に係る手引き</u> 」の検討

3. 子宮がん対策専門委員会【委員長：皆川幸久（鳥取県立中央病院副院長）】

事業内容	摘 要
1. 集団（車検診）検診実施状況の評価、検討 2. 子宮がん検診一次検査医療機関登録 3. 子宮がん検診精密検査医療機関登録 4. 検診発見がん患者の確定調査 5. 若年者の受診率向上対策 6. 子宮がん検診細胞診検査の精度管理向上対策 (1,163)	1. 従事者講習会及び症例検討会（西部） 2. 子宮がん検診細胞診委員会設置

4. 肺がん対策専門委員会【委員長：中村廣繁（鳥大医器官制御外科学講座胸部外科学教授）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 精密検査による肺がん確定診断の調査 3. 肺がん検診精密検査医療機関登録 4. 肺がん医療機関検診実施 5. デジタル化に伴う読影 6. 肺がん検診細胞診検査の精度管理向上対策（19,507）	1. 従事者講習会及び症例研究会（西部） 2. 肺がん検診読影委員会及び細胞診委員会設置 3. 肺がん個別検診読影委員会設置

5. 乳がん対策専門委員会【委員長：山口由美（鳥取赤十字病院第三外科部長）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 乳がん検診精密検査医療機関登録 3. 検診発見乳がん患者の確定調査 4. 乳がん医療機関検診一次検診医登録 5. マンモグラフィ併用検診体制整備 6. 乳がん検診一次検査（乳房エックス線撮影）医療機関登録（15,203）	1. 従事者講習会及び症例検討会（東部） 2. 各地区症例検討会 3. 鳥取県乳がんマンモグラフィ読影委員会設置 4. 国のがん検診指針改正に伴う「鳥取県乳がん検診実施に係る手引き」の検討

6. 大腸がん対策専門委員会【委員長：岡田克夫（県医師会常任理事）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 検診発見大腸がん患者の確定調査 3. 大腸がん検診精密検査医療機関登録（570）	1. 従事者講習会及び症例研究会（西部） 2. 大腸がん注腸読影委員会設置 3. 大腸がん検診読影講習会 4. 大腸がん注腸読影指導会

7. 肝臓がん対策専門委員会【委員長：岸本幸廣（山陰労災病院院長特別補佐）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 肝臓がん検診精密検査医療機関登録 3. 検診発見肝臓がん患者の確定調査（537）	1. 従事者講習会及び症例研究会（東部）

8. 若年者心臓検診対策専門委員会【委員長：坂本雅彦（垣田病院長）】

事業内容	摘要
1. 乳幼児・児童生徒の心臓疾患対策 2. 心電図判読（4,580）	1. 各地区判読委員会設置 2. 心臓検診従事者講習会（中部） 3. 若年者心疾患・生活習慣病対策協議会総会参加（岡山県）

9. 母子保健対策専門委員会【委員長：大野耕策（山陰労災病院長）】

事業内容	摘要
1. 母子保健事業の評価 2. 新生児マス・スクリーニングについて 3. 乳幼児健康診査について (838)	1. 母子保健対策小委員会（3回）開催 ・「5歳児健診マニュアル」の検討 2. 乳幼児健診マニュアル講習会開催（3回）

10. 疾病構造の地域特性対策専門委員会【委員長：瀬川謙一（県医師会常任理事）】

事業内容	摘要
1. 鳥取県における慢性腎臓病（CKD）と腎不全医療の現状調査と腎移植の推進に関する研究等（5項目） 2. 母子保健調査研究 (3,023)	

11. 公衆衛生活動対策専門委員会【委員長：渡辺 憲（県医師会副会長）】

事業内容	摘要
1. 地域保健対策 2. 健康教育対策 3. 生活習慣病対策 (2,567)	1. 健康フォーラム開催（西部） 2. 公開健康講座、生活習慣病対策セミナー（とっとり県民カレッジ連携講座） 3. 「鳥取県における膀胱診療の実態調査」

12. 生活習慣病対策専門委員会【委員長：谷口晋一（鳥大医地域医療学講座教授）】

事業内容	摘要
1. 特定健診・特定保健指導実施状況の評価、検討 2. 慢性腎臓病対策事業の検討 (440)	1. 従事者講習会（中部）

13. 地域医療研修及び健康情報対策専門委員会【委員長：藤井秀樹（鳥取県福祉保健部健康医療局長）】

事業内容	摘要
1. 地域医療の充実についての検討 2. 健康、医療に関わる計画について検討 (120)	

平成28年度鳥取県健康対策協議会予算書

〈収入の部〉

(単位：千円)

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
1. 県 支 出 金		22,984	22,013	971	
1) 委 託 金		19,332	18,361	971	
(1) がん登録及び解析 評価事業費委託金		7,328	7,072	256	委託金6,785千円 + 消費税543千円
	1. がん登録及び解析 評価事業費委託金	7,328	7,072	256	
(2) 県民健康対策調査 研究事業費委託金		2,973	2,973	0	委託金2,753千円 + 消費税220千円
	1. 県民健康対策調査 研究事業費委託金	2,973	2,973	0	
(3) 健康診査管理支援 事業費委託金		1,869	1,857	12	委託金1,731千円 + 消費税138千円
	1. 健康診査管理支援 事業費委託金	1,869	1,857	12	
(4) 生活習慣病予防セミナー 開催事業費委託金		1,450	1,450	0	委託金1,343千円 + 消費税107千円
	1. 生活習慣病予防セミナー 開催事業費委託金	1,450	1,450	0	
(5) がん検診精度確保 事業費委託金		2,838	2,831	7	委託金2,628千円 + 消費税210千円
	1. がん検診精度確保 事業費委託金	2,838	2,831	7	
(6) 肝臓がん検診従事者講習会 開催等事業費委託金		287	287	0	委託金266千円 + 消費税21千円
	1. 肝臓がん検診従事者講習会 開催等事業費委託金	287	287	0	
(7) 肺がん医療機関検診読影 委員会開催事業費委託金		603	599	4	委託金558千円 + 消費税45千円
	1. 肺がん医療機関検診読影 委員会開催事業費委託金	603	599	4	
(8) 母子保健推進体制 整備事業費委託金		738	738	0	委託金683千円 + 消費税55千円
	1. 母子保健推進体制 整備事業費委託金	738	738	0	
(9) 特定健診かかりつけ医連携 受診勧奨強化事業費委託金		0	554	△554	平成27年度事業で終了
	1. 特定健診かかりつけ医連携 受診勧奨強化事業費委託金	0	554	△554	
(10) マンモグラフィ読影医師 資格更新費用助成委託金		1,246	0	1,246	(新) 委託金1,154千円 + 消費税92千円
	1. マンモグラフィ読影医師 資格更新費用助成委託金	1,246	0	1,246	
2) 県 負 担 金		3,652	3,652	0	
(1) 事務局強化対策 負担金		3,652	3,652	0	
	1. 事務局強化対策 負担金	3,652	3,652	0	

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
2. 保健事業団支出金		23,302	22,180	1,122	
1) 委 託 金		22,902	21,780	1,122	
(1) 胃集検読影 事業費委託金		5,346	5,346	0	@330×15,000件 +消費税396千円
	1. 胃集検読影 事業費委託金	5,346	5,346	0	
(2) 子宮がん検診 事業費委託金		657	570	87	細胞診1次 直接塗抹法 @400×20件 LBC法 @300×500件 最終判定@900×500件 消費税49千円
	1. 子宮がん検診 事業費委託金	657	570	87	
(3) 肺がん検診 事業費委託金		5,991	5,991	0	胸部X線読影料 @110×50,000件 細胞診1次@400×50件 最終判定@900×30件 消費税444千円
	1. 肺がん検診 事業費委託金	5,991	5,991	0	
(4) 乳がん検診 事業費委託金		6,804	5,553	1,251	マンモグラフィ読影料 @700×9,000件 +消費税504千円
	1. 乳がん検診 事業費委託金	6,804	5,553	1,251	
(5) 若年者心臓検診 事業費委託金		4,104	4,320	△216	判読料@200×19,000件 +消費税304千円
	1. 心電図判読検査 事業費委託金	4,104	4,320	△216	
2) 補 助 金		400	400	0	
(1) 各専門委員会 連絡調整補助金		400	400	0	
	1. 各専門委員会 連絡調整補助金	400	400	0	
3. 市町村等支出金		18,451	18,019	432	
1) 市町村委託金		18,451	18,019	432	
(1) 肺がん医療機関 検診事業費委託金		11,664	11,232	432	胸部X線読影料 @432×27,000件 (内税864,000円)
	1. 肺がん医療機関 検診事業費委託金	11,664	11,232	432	
(2) 乳がん検診 事業費委託金		6,787	6,787	0	マンモグラフィ読影料 @617×11,000件 (内税506,000円)
	1. 乳がん検診 事業費委託金	6,787	6,787	0	
4. その他委託金		772	868	△96	
1) 委 託 金		772	868	△96	
(1) 若年者心臓検診 事業費委託金		476	332	144	いなば財団 @200×2,200件+消費税36千円
	1. 心電図判読検査 事業費委託金	476	332	144	
(2) 胃集検読影 事業費委託金		179	357	△178	中国労働衛生協会 @330×500件+消費税14千円
	1. 胃集検読影 事業費委託金	179	357	△178	
(3) 肺がん検診 事業費委託金		117	117	0	中国労働衛生協会 @120×900件+消費税9千円
	1. 肺がん検診 事業費委託金	117	117	0	
(4) 乳がん検診 事業費委託金		0	62	△62	

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
	1. 乳がん検診 事業費委託金	0	62	△62	
5. 県医師会補助金		1,300	1,300	0	
1) 県医師会補助金		1,300	1,300	0	
(1) 運営費補助金		1,300	1,300	0	
	1. 運営費補助金	1,300	1,300	0	
6. 寄 付 金		1	1	0	
1) 寄 付 金		1	1	0	
(1) 寄 付 金		1	1	0	
	1. 寄 付 金	1	1	0	
7. 諸 収 入		53	53	0	
1) 預 金 利 子		3	3	0	
(1) 預 金 利 子		3	3	0	
	1. 預 金 利 子	3	3	0	
2) 労働者保険料 被保険者負担分収入		50	50	0	労働保険料事業主立替分収入
(1) 労働者保険料 被保険者負担分収入		50	50	0	
	1. 労働者保険料 被保険者負担分収入	50	50	0	
8. 繰 越 金		3,598	2,134	1,464	
1) 前年度繰越金		3,598	2,134	1,464	
(1) 前年度繰越金		3,598	2,134	1,464	
	1. 前年度繰越金	3,598	2,134	1,464	
収 入 合 計		70,461	66,568	3,893	

〈支出の部〉

(単位：千円)

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
1. 総 務 費		5,806	5,948	△142	
1) 会 議 費		870	840	30	
(1) 理 事 会 費		870	840	30	
	9. 旅 費	285	285	0	理事会(1回)260,000円 監事会10,000円、車代15,000円
	11. 需 用 費	575	545	30	理事会会議諸費230,000円 新聞購読料37,116円 印刷代280,000円、消耗品費27,884円
	12. 役 務 費	10	10	0	通信運搬費
2) 各 専 門 委 員 会 連 絡 調 整 費		1,444	1,431	13	
(1) 各 専 門 委 員 会 連 絡 調 整 費		1,444	1,431	13	
	9. 旅 費	946	966	△20	総合部会270,000円、一般旅費360,000円 調査研究旅費310,000円、車代6,000円
	11. 需 用 費	326	305	21	コピー代80,000円、食糧費28,000円 印刷代187,000円、消耗品費31,000円
	12. 役 務 費	172	160	12	電話代108,000円、郵送料64,000円
3) 特定健診かかりつけ医 連携受診勧奨強化事業費		0	554	△554	
(1) 特定健診かかりつけ医 連携受診勧奨強化事業費		0	554	△554	
	11. 需 用 費	0	343	△343	
	12. 役 務 費	0	211	△211	
4) 給 料		2,316	2,316	0	専従職員1名分
(1) 給 料		2,316	2,316	0	
	2. 給 料	2,316	2,316	0	
5) 納税申告作成費		403	147	256	
(1) 消費税申告作成費		77	77	0	
	8. 報 償 費	76	77	△1	消費税申告書作成報酬
	12. 役 務 費	1	0	1	通信運搬費
(2) 会計・給料システム レ ン タ ル 料		182	70	112	
	12. 役 務 費	2	0	2	通信運搬費
	14. 賃 借 料	180	70	110	会計システムレンタル料58,320円 給料システムレンタル料77,760円 マイポータルレンタル料32,400円 法定調書ソフト10,800円
(3) 特定個人情報 管 理 対 策 費		144	0	144	
	12. 役 務 費	1	0	1	通信運搬費
	18. 備品購入費	143	0	143	収納庫

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要														
6) 公租公課費		773	660	113	61,457千円(委託金合計)に係る公租公課費 2,458千円 ○県委託金19,332千円に係る公租公課費 773千円 ○鳥取県保健事業団、市町村、その他検診機関の委託金 42,125千円														
(1)公租公課費		773	660	113	健康対策費のうち以下の項目で公租公課費 1,685千円支出														
	27. 公租公課費	773	660	113	<table border="0"> <tr> <td>胃がん対策費</td> <td>221,000円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん対策費</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>※ 肺がん対策費</td> <td>711,000円</td> </tr> <tr> <td>乳がん対策費</td> <td>544,000円</td> </tr> <tr> <td>若年者心臓検診対策費</td> <td>183,000円</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>1,685,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,458,000円</td> </tr> </table>	胃がん対策費	221,000円	子宮がん対策費	26,000円	※ 肺がん対策費	711,000円	乳がん対策費	544,000円	若年者心臓検診対策費	183,000円	小 計	1,685,000円	合 計	2,458,000円
胃がん対策費	221,000円																		
子宮がん対策費	26,000円																		
※ 肺がん対策費	711,000円																		
乳がん対策費	544,000円																		
若年者心臓検診対策費	183,000円																		
小 計	1,685,000円																		
合 計	2,458,000円																		
2. 健康対策費		64,655	60,620	4,035															
1) がん登録費		7,421	7,173	248															
(1)がん登録費		7,421	7,173	248															
	4. 共 済 費	70	263	△193	労働保険料70,000円														
	7. 賃 金	5,100	5,072	28	がん登録事務補助員 賃金@860×1,380時間×4人=4,747,200円 通勤手当352,800円														
	8. 報 償 費	50	50	0	報告書執筆謝金														
	9. 旅 費	695	441	254	専門委員会(1回)120,000円 地域がん登録全国協議会(金沢市)1名 30,000円 地域がん登録行政担当者研修・実務者研修(東京)3名270,000円 ワーキンググループ会議(3回)150,000円 診断票検査旅費120,000円、車代5,000円														
	11. 需 用 費	706	544	162	「がん登録事業報告書」印刷代345,600円 食糧費20,000円 会報印刷代150,000円、コピー代50,000円 消耗品費140,400円														
	12. 役 務 費	291	103	188	通信運搬費、送金手数料														
	13. 委 託 料	300	300	0	標準化データベースへの移行に伴う資料作成費														
	14. 賃 借 料	209	400	△191	標準化データベース登録用サーバー借上料														
2) 胃がん対策費		5,775	6,003	△228															
(1)胃がん対策費		5,775	6,003	△228															
	4. 共 済 費	353	431	△78	非常勤任用職員(3人)社会保険料 261,000円 読影委員傷害保険料76,000円 労働保険料16,000円														
	7. 賃 金	1,888	2,294	△406	非常勤任用職員3人分賃金(4か月分)														
	8. 報 償 費	2,212	2,017	195	講習会講師謝金89,096円 読影謝金 @9,284×225人=2,088,900円 胃がん検診発見患者確定調査謝金 33,411円														
	9. 旅 費	420	409	11	専門委員会(2回)300,000円 車代等10,000円、がん征圧大会30,000円 講習会講師交通費・宿泊代80,000円														
	11. 需 用 費	511	492	19	コピー代86,000円、消耗品費62,440円 食糧費30,000円、会報印刷代100,000円 各地区読影会事務費225,000円 看板作成代7,560円														
	12. 役 務 費	130	108	22	通信運搬費70,000円、送金手数料60,000円														

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
3) 子宮がん対策費	14. 使用料	40	40	0	会場借上料
	27. 公租公課費	221	212	9	委託金5,525千円に係る公租公課費
		1,163	1,047	116	
	(1) 子宮がん対策費	1,163	1,047	116	
	8. 報 償 費	680	613	67	講習会講師謝金89,096円 細胞診一次謝金 直接塗抹法 @350×20件=7,000円 細胞診一次謝金 LBC法 @250×500件=125,000円 最終判定謝金 @850×500件=425,000円 子宮がん検診発見患者確定調査謝金 33,411円
	9. 旅 費	310	266	44	専門委員会(2回)220,000円、車代10,000円 講習会講師交通費・宿泊代(1回)80,000円
	11. 需用費	97	97	0	コピー代22,000円、食糧費19,440円 会報印刷代48,000円、看板作成代7,560円
	12. 役 務 費	20	20	0	通信運搬費、送金手数料
4) 肺がん対策費	14. 使用料	30	30	0	会場借上料
	27. 公租公課費	26	21	5	委託金657千円に係る公租公課費
		19,507	18,189	1,318	
	(1) 肺がん対策費	18,904	17,590	1,314	
	4. 共 済 費	484	427	57	非常勤任用職員(3人)社会保険料 408,000円 読影委員傷害保険料60,000円 労働保険料16,000円
	7. 賃 金	2,952	2,414	538	非常勤任用職員3人分賃金(6か月分)
	8. 報 償 費	11,885	11,107	778	講習会講師謝金89,096円 フィルム読影料 @60×50,900件 =3,054,000円 読影謝金(車検診) @8,768×170人 =1,490,560円 〃 (医療機関) @8,768×670人 =5,874,560円 〃 (車検診+医療機関) @10,831×120人 =1,299,720円 細胞診一次謝金 @350×50件 =17,500円 最終判定謝金 @850×30件 =25,500円 肺がん検診発見患者確定調査謝金33,411円
	9. 旅 費	545	625	△80	専門委員会(2回)320,000円、車代7,000円 講習会講師交通費・宿泊代(1回)68,000円 打合会旅費150,000円
(2) 肺がん医療機関検診 読影委員会対策費	11. 需用費	1,807	1,805	2	コピー代200,000円、食糧費50,000円 会報印刷代150,000円、消耗品費99,440円 看板作成代7,560円 地区医師会事務費700,000円 各地区読影会会場費 @4,000×150日=600,000円
	12. 役 務 費	250	250	0	通信運搬費、送金手数料
	14. 使用料	70	70	0	会場借上料
	18. 備品購入費	200	250	△50	ノートパソコン購入代(1台)
	27. 公租公課費	711	642	69	委託金17,772千円に係る公租公課費
		603	599	4	

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
	8. 報 償 費	90	90	0	医療機関検診従事者講習会講師謝金 89,096円
	9. 旅 費	250	250	0	肺がん医療機関検診読影委員会（3回） 講習会講師交通費40,000円 210,000円
	11. 需 用 費	120	120	0	コピー代75,000円、消耗品費35,000円 印刷代10,000円
	12. 役 務 費	93	89	4	通信運搬費
	14. 使 用 料	50	50	0	会場借上料
5) 乳がん対策費		15,203	12,652	2,551	
(1) 乳がん対策費		13,957	12,652	1,305	
	4. 共 済 費	185	195	△10	非常勤任用職員（3人）社会保険料 読影委員傷害保険料48,000円 労働保険料6,000円 131,000円
	7. 賃 金	944	918	26	臨時的任用職員3人分賃金（2か月分）
	8. 報 償 費	10,733	9,425	1,308	講習会講師謝金89,096円 マンモグラフィ読影料 @250×14,000件×2人=7,000,000円 @10,315×350人=3,610,250円 乳がん検診発見患者確定調査33,411円
	9. 旅 費	481	501	△20	専門委員会（2回）220,000円、車代10,000円 講習会講師交通費・宿泊代（1回）51,000円 各地区読影委員会・症例検討会旅費 200,000円
	11. 需 用 費	930	1,014	△84	食糧費20,000円、会報印刷代100,000円 消耗品費20,000円、コピー代30,000円 各地区読影会会場費 @4,000×140日=560,000円 地区医師会事務費200,000円
	12. 役 務 費	100	100	0	通信運搬費、送金手数料
	14. 使 用 料	40	40	0	会場借上料
	27. 公租公課費	544	459	85	委託金13,591千円に係る公租公課費
(2) マンモグラフィ読影 医師資格更新助成費		1,246	0	1,246	
	11. 需 用 費	40	0	40	コピー代20,000円、消耗品費20,000円
	12. 役 務 費	46	0	46	通信運搬費、送金手数料
	19. 負 担 金	1,160	0	1,160	乳がん検診マンモグラフィ読影認定医資 格A及びB者更新に係る経費（受講料、旅 費）助成 15人分
6) 大腸がん対策費		570	570	0	
(1) 大腸がん対策費		570	570	0	
	8. 報 償 費	123	123	0	講習会講師謝金89,096円 大腸がん検診発見患者確定調査謝金 33,411円
	9. 旅 費	329	329	0	専門委員会（2回）250,000円、車代7,000円 講習会講師交通費・宿泊代（1回）72,000円
	11. 需 用 費	68	68	0	会報印刷代30,000円、食糧費20,440円 看板作成代7,560円、コピー代10,000円
	12. 役 務 費	20	20	0	通信運搬費
	14. 使 用 料	30	30	0	会場借上料

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
7) 肝臓がん対策費		537	537	0	
(1) 肝臓がん対策費		537	537	0	
	8. 報 償 費	123	123	0	講習会講師謝金89,096円 肝臓がん検診発見患者確定調査33,411円
	9. 旅 費	256	275	△19	専門委員会(2回)153,000円 症例研究会旅費50,000円 講習会講師交通費・宿泊代50,000円 車代3,000円
	11. 需 用 費	88	80	8	会報印刷代30,000円、食糧費20,000円 コピー代23,000円 看板作成代7,560円、消耗品費7,440円
	12. 役 務 費	40	29	11	通信運搬費
	14. 使 用 料	30	30	0	会場借上料
8) がん検診精度 確保対策費		2,911	2,911	0	
(1) がん検診精度 確保対策費		2,911	2,911	0	
	8. 報 償 費	580	580	0	講習会講師謝金500,000円 各がん検診症例研究会謝金80,000円
	9. 旅 費	920	920	0	各がん検診症例研究会旅費720,000円 学会旅費200,000円
	11. 需 用 費	980	980	0	報告書印刷代664,200円、会議費20,800円 資料印刷代90,000円、消耗品費50,000円 コピー代125,000円、看板代30,000円
	12. 役 務 費	311	311	0	通信運搬費
	14. 使 用 料	120	120	0	会場借上料
9) 若年者心臓検診 対策費		4,580	4,652	△72	
(1) 若年者心臓検診 対策費		4,580	4,652	△72	
	8. 報 償 費	3,482	3,535	△53	講習会講師謝金89,096円 心電図判読料@160×21,200件 =3,392,000円
	9. 旅 費	381	420	△39	専門委員会(1回)110,000円、車代10,320円 講習会旅費50,000円 打合せ会(1回)50,000円 若年者心疾患・生活習慣病対策協議会旅 費(岡山)160,680円
	11. 需 用 費	449	452	△3	消耗品費26,000円、心臓手帳45,000円 食糧費18,440円、会報印刷代70,000円 コピー代50,000円、看板代7,560円 資料印刷代20,000円 各地区事務費@10×21,200件
	12. 役 務 費	55	43	12	通信運搬費
	14. 使 用 料	30	30	0	会場借上料
	27. 公租公課費	183	172	11	委託金4,580千円に係る公租公課費
10) 母子保健対策費		838	838	0	
(1) 母子保健対策 協議会対策費		838	838	0	
	7. 賃 金	30	0	30	講習会(3回)アルバイト代2名分
	8. 報 償 費	201	234	△33	講習会講師謝金33,411円×2人×3回

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
11) 県民健康対策費	9. 旅 費	302	334	△32	専門委員会(1回)120,000円 車代3,000円、小委員会(3回)129,000円 講習会旅費50,000円
	11. 需 用 費	155	130	25	消耗品費20,000円、コピー代40,000円 会議費10,000円、会報印刷代60,000円 資料印刷代25,000円
	12. 役 務 費	50	50	0	通信運搬費
	14. 使 用 料	100	90	10	会場借上料(3回分)
(1) 疾病構造調査等 研 究 費		3,023	3,023	0	
	8. 報 償 費	2,500	2,500	0	疾病構造調査研究謝金(5項目) 2,000,000円 母子保健調査研究謝金500,000円
12) 公衆衛生活動費	9. 旅 費	100	100	0	専門委員会(1回)43,790円、車代1,210円 小委員会(1回)55,000円
	11. 需 用 費	323	323	0	報告書印刷製本費140,000円 会議費5,000円、会報印刷代40,000円 コピー代88,000円、消耗品費50,000円
	12. 役 務 費	100	100	0	通信運搬費
	(1) 地域保健対策費		2,567	2,465	102
	8. 報 償 費	140	140	0	「健康なんでも相談室」原稿料 @5,011×28回
	9. 旅 費	282	102	180	専門委員会(1回)80,000円、車代2,000円 膀胱実態調査研究会関連出席旅費200,000円
	11. 需 用 費	98	343	△245	会報印刷代30,000円、消耗品費40,000円 食糧費8,000円、コピー代20,000円
	12. 役 務 費	15	10	5	通信運搬費
	14. 使 用 料	60	0	60	会場借上料
(2) 健康教育対策費		967	903	64	
	8. 報 償 費	528	504	24	健康フォーラム講師謝金(3人)222,740円 各地区健康教育活動講演会講師謝金 300,000円 保健の窓原稿料@5,011×1回
	9. 旅 費	129	99	30	健康フォーラム講師旅費40,000円 車代9,000円 健康フォーラム関係者旅費40,000円 各地区健康教育活動に係った出席旅費 40,000円
	11. 需 用 費	240	230	10	看板代40,000円、消耗品費60,000円 印刷代140,000円
	12. 役 務 費	20	20	0	通信運搬費
	14. 使 用 料	50	50	0	会場借上料
(3) 公開健康講座 対 策 費		361	345	16	
	8. 報 償 費	248	180	68	保健の窓原稿料@5,011×12回=60,132円 講師謝金@20,046×6回=120,276円 スライド作成費@11,137×6回=66,822円
	9. 旅 費	53	65	△12	講師旅費30,000円、司会旅費19,700円 車代3,300円

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
(4)生活習慣病対策 セミナー対策費	11. 需用費	20	60	△40	コピー代
	12. 役務費	20	20	0	通信運搬費
	14. 使用料	20	20	0	会場借上料
		644	622	22	
	8. 報償費	435	300	135	保健の窓原稿料@5,011×12回=60,132円 講師謝金@20,046×12回=240,552円 スライド作成費@11,137×12回=133,644円
	9. 旅費	60	63	△3	講師旅費30,000円、司会旅費30,000円
	11. 需用費	90	200	△110	印刷代80,000円、消耗品費10,000円
	12. 役務費	35	35	0	通信運搬費
	14. 使用料	24	24	0	会場借上料
	13)生活習慣病対策費		440	440	0
(1)生活習慣病対策費		440	440	0	
	8. 報償費	89	89	0	講習会講師謝金89,096円
	9. 旅費	220	220	0	専門委員会(2回)200,000円 車代10,000円、講習会旅費10,000円
	11. 需用費	96	96	0	食糧費18,440円、会報印刷代50,000円 看板作成代7,560円、コピー代20,000円
	12. 役務費	20	20	0	通信運搬費
	14. 使用料	15	15	0	会場借上料
14) 地域医療研修及び 健康情報対策費		120	120	0	
(1)地域医療研修及び 健康情報対策費		120	120	0	
	9. 旅費	80	80	0	専門委員会(1回)、車代
	11. 需用費	30	30	0	食糧費、会報印刷代
	12. 役務費	10	10	0	通信運搬費
支 出 合 計		70,461	66,568	3,893	

平成28年度鳥取県健康対策協議会予算の概要

(単位：千円)

事業名	支出予算額	収 入 予 算 額					
		県支出金	事業団支出金	市町村等支出金	その他委託金	医師会補助金	利息その他
1. がん登録対策	7,421	7,328				55	38
2. 胃がん対策	5,775	250	5,346		179		
3. 子宮がん対策	1,163	270	657			80	156
4. 肺がん対策	19,507	853	5,991	11,664	117		882
5. 乳がん対策	15,203	1,496	6,804	6,787			116
6. 大腸がん対策	570	250				150	170
7. 肝臓がん対策	537	287				80	170
8. がん検診精度 確保対策	2,911	2,838					73
9. 若年者心臓検診 対策	4,580		4,104		476		
10. 母子保健対策	838	738					100
11. 県民健康対策	3,023	2,973					50
12. 公衆衛生活動 対策	2,567	1,450	400			425	292
13. 生活習慣病対策	440	270				20	150
14. 地域医療研修及び 健康情報対策	120					100	20
15. 総 務 費	5,806	3,981				390	1,435
合 計	70,461	22,984	23,302	18,451	772	1,300	3,652

平成28年度鳥取県健康対策協議会会長表彰被表彰候補者名簿

(敬称略)

氏名	略歴	功績概要
梅澤産婦人科医院 院長 梅澤 潤一 (72歳)	平成8.4.1～平成26.3.31 (18年) ・子宮がん対策専門委員会委員	多年に亘り本協議会専門委員会委員として、子宮がん検診事業の推進向上に貢献した功績は、極めて顕著である。

鳥取医学雑誌への投稿論文を募集致します

「鳥取医学雑誌」は、鳥取県医師会が発行する「学術雑誌」で年4回発行しています。締切日は設けておりません。「受理」となった論文は、発行月に最も近い医学雑誌へ掲載いたします。投稿にあたっては、鳥取医学雑誌に掲載している「投稿規定」をご覧ください。「興味ある症例」(質疑応答形式；2頁)欄への投稿も併せて募集致します。

優秀な論文には、「鳥取医学賞」が贈られます。



「鳥取医学雑誌 新人優秀論文賞」

この賞の対象は、筆頭著者が卒後5年までの医師で、原則として鳥取県医師会員です。平成25年発行の第41巻から適用いたします。

会員各位の日常診療の参考となる論文のご投稿をお待ちしております。

「投稿規定」類のご請求、およびご不明な点は鳥取県医師会・鳥取医学雑誌編集委員会へお問い合わせ下さい。

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会内・鳥取医学雑誌編集委員会

TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578

E-mail igakkai@tottori.med.or.jp

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

鳥取県健康対策協議会

鳥取県健康対策協議会（以下、「本会」といいます。）は、個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、本基本方針を定めます。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

本会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

2. 利用目的

本会は、特定個人情報等を税務手続・社会保障手続のためだけに取扱います。

3. 安全管理措置に関する事項

本会は、「特定個人情報等取扱規程」を別に定め、以下をはじめとする特定個人情報等の安全管理措置を講じます。

- (1) 本会は、特定個人情報等保護管理体制として、会長の責任の下、会長が指名した理事を保護責任者、事務局長を管理者、課（係）長を取扱責任者として、特定個人情報等を取り扱う各担当者や委託先（再委託先を含みます。以下、同じです。）の監督を行います。
- (2) 本会は、特定個人情報等が適切に取り扱われるよう、特定個人情報等を取り扱う各担当者や委託先に対して、定期的な点検を行います。
- (3) 本会は、本基本方針及び内部規程に違反する兆候があれば迅速に確認を行うとともに、違反行為が判明したときは会長に報告し、調査、原因究明、情報主体等への報告及び再発防止策の公表等の必要な対応を迅速に行います。
- (4) 本会は、特定個人情報等の重要性に鑑み、漏えい、滅失又は毀損の防止のために、厳格な物理的・技術的安全管理措置を講じます。

4. 継続的改善

本会は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針及び内部規程を継続して見直します。

5. 質問等の窓口

本会における特定個人情報等の取扱いに関する質問等への問合せ先として、下記の窓口を設けます。

【問い合わせ先】

事業所：鳥取県健康対策協議会

所在地：鳥取市戎町317番地

電話番号：0857-27-5566

メールアドレス：kentaikyout@tottori.med.or.jp

鳥取県健康対策協議会 特定個人情報等取扱規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、鳥取県健康対策協議会（以下「本会」という。）の事業遂行上取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を適切に保護するために必要な基本的事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員及び職員に対して適用する。また、特定個人情報等を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先（再委託以降を含む。）及び労働者派遣法に基づく派遣労働者に対しても適用する。

2 この規程は、特定個人情報等の取扱いに関し、本会個人情報保護規程、その他の内部規程に優先して適用される。

(定 義)

第3条 この規程において、各用語の定義は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」及び本会個人情報保護規程第1の3に従うものとする。

第2章 基本方針の策定等

(基本方針)

第4条 本会の会長（以下「会長」という。）は、特定個人情報等の保護・管理に対する姿勢を示し、役員及び職員に周知させるとともに、一般に公開するために、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を策定するものとする。

2 会長は、本会の策定した「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を役員及び職員に周知し、理解させるものとする。

3 「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」の一般への公開は、本会ホームページ等によるものとする。

4 会長は、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を必要に応じ、適宜、見直すものとする。

(内部規程)

第5条 本会は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱うため、この規程を定める。

2 本会は、特定個人情報等の取扱いにかかる事務フロー及び各種安全管理措置等を明確にするため、「特定個人情報等取扱マニュアル」その他の内部規程を別に定めるものとする。

3 本会は、社会情勢や情報主体の意識の変化、施行状況、監査の結果等を考慮し、この規程その他の内部規程を必要に応じ、適宜、見直すものとする。

(法令等の遵守)

第6条 すべての役員及び職員は、特定個人情報等の取扱いに当たって、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第4条第1項に規定する「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」その他前条第1項及び第2項に規定する内部規程を遵守しなければならない。

第3章 特定個人情報等保護管理体制

(組織体制)

第7条 会長は、特定個人情報等の保護・管理を適切に実施するために、第8条から第12条に規定する通り、特定個人情報等保護管理体制を定め、役割、責任及び権限を明確にするものとする。

(特定個人情報等保護責任者)

第8条 本会に、特定個人情報等保護責任者を置き、会長が指名した理事をもって、その任に充てる。

2 特定個人情報等保護責任者は、本会が保有する特定個人情報等の取扱いを総括し、以下の事項を定める。

- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いを維持・推進するための施策
- (2) 役員及び委員会委員、職員に対する特定個人情報等の適切な取扱いに関する継続的かつ定期的な教育・訓練
- (3) 役員及び委員会委員、職員へのこの規程の周知、一般への公表
- (4) 第14条第1項に規定する違反行為又は漏えい事案等発生時の対応策
- (5) その他この規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事項

(総括特定個人情報等管理者)

第9条 本会に、総括特定個人情報等管理者を置き、事務局長をもって、その任に充てる。

2 総括特定個人情報等管理者は、本会が保有する特定個人情報等の取扱いに関する事務を総括し、特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化等を行う。

(特定個人情報等取扱責任者)

第10条 本会に、特定個人情報等取扱責任者を置き、課(係)長をもって、その任に充てる。

2 特定個人情報等取扱責任者は、特定個人情報等を取り扱う範囲を定めた上で、事務取扱担当者を選任し、当該課等で保有する特定個人情報等を適切に管理する。

(事務取扱担当者)

第11条 本会に、特定個人情報等を取り扱う者として、事務取扱担当者を置く。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等を適切に管理し、利用権限のない者に使用させてはならない。

(監査責任者)

第12条 本会に、監査責任者を置き、会長が指名した監事をもって、その任に充てる。

- 2 監査責任者は、本会が保有する特定個人情報等の運用について監査し、法令等の遵守を最良の状態に維持するよう努める。
- 3 監査責任者は、前項の監査結果を、会長及び特定個人情報等保護責任者に報告するものとする。

(教育・監督)

第13条 本会は、事務取扱担当者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図る。

- 2 本会は、事務取扱担当者が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

(情報漏えい事案等への対応)

第14条 すべての役員及び職員は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第5条第1項及び第2項に規定する内部規程への違反（以下「違反行為」という。）若しくはその兆候、又は特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損による事故（以下「漏えい事案等」という。）の発生若しくは兆候を把握した場合は、速やかに特定個人情報等保護責任者に報告するものとする。

- 2 特定個人情報等保護責任者は、違反行為若しくは漏えい事案等が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、次の各号に定める事項等を行い、適切に対応するものとする。
 - (1) 事実関係の調査及び原因の究明
 - (2) 会長への報告及び対象となった情報主体への連絡
 - (3) 個人情報保護委員会（平成27年までは特定個人情報保護委員会、平成28年1月1日からは個人情報保護委員会をいう。）及び主務大臣等への報告
 - (4) 再発防止策の検討及び決定
 - (5) 必要に応じた事実関係及び再発防止策等の公表

第4章 特定個人情報等保護の措置

第1節 特定個人情報等の取得

(特定個人情報等の適正な取得)

第15条 特定個人情報等の取得は、番号法第9条に規定された範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。

- 2 本会が特定個人情報等を取得するにあたっては、適法かつ公正な手段で行う。

(個人番号の提供の要求)

第16条 本会は、第5条第2項に規定する「特定個人情報等取扱マニュアル」に定める個人番号を取り扱う事務（以下「個人番号取扱事務」という。）を処理するために必要がある場合に限り、職員、委員会委員、その他の者に対し個人番号の提供を求める。

- 2 職員、委員会委員、その他の者が、本会からの個人番号の提供の要求又は第17条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づく制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に必ず

るように求めるものとする。

(本人確認)

第17条 本会は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、番号法第16条に基づき本人確認を行う。

2 職員、委員会委員は、本会に個人番号を提供する際には、本会が行う本人確認の措置に協力しなければならない。

第2節 特定個人情報等の利用

(特定個人情報等の利用範囲等)

第18条 本会が、職員、委員会委員、その他の者から取得する特定個人情報等は、個人番号取扱事務を行うために利用する。ただし、生命、身体、財産の保護のために必要な場合であって、情報主体の同意があり、又は情報主体の同意を得ることが困難であるときは、この限りではない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第19条 本会が特定個人情報ファイルを作成するのは、個人番号取扱事務を行うために必要な範囲に限り、この場合を除き特定個人情報ファイルを作成しない。

第3節 特定個人情報等の適正管理

(特定個人情報等の正確性の確保)

第20条 事務取扱担当者は、利用目的に応じ必要な範囲内において、特定個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(特定個人情報等の保管制限)

第21条 本会は、個人番号取扱事務を行うために必要な範囲を超えて、特定個人情報等を保管しない。

(安全管理措置)

第22条 本会は、特定個人情報等の重要性に鑑み、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、第5条第2項に規定する「特定個人情報等取扱マニュアル」に定める通り、厳格な組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じる。

(委託の取扱い)

第23条 本会が業務を委託して特定個人情報等を委託先に取り扱わせる場合には、番号法に基づき本会自らが果たすべき安全管理措置と同等以上の措置が当該委託先において講じられ、かつ委託先が特定個人情報等を適切に取り扱うよう、必要かつ適切な監督を行う。

2 本会は、前項の監督を行うため、次の各号の措置を講じる。

(1) 委託先の適切な選定

(2) 委託先における特定個人情報等の適切な取扱いを確保するために必要な契約の締結

(3) 委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握

(再委託の取扱い)

第24条 委託先は、あらかじめ本会の書面による許諾を得た場合に限り、委託を受けた特定個人情報等の取扱いを再委託することができるものとする。再委託先が更に委託する場合も同様とする。

2 本会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかについても、監督するものとする。

第4節 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供)

第25条 本会は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、特定個人情報を第三者に提供しない。

第5節 特定個人情報等の削除・廃棄

(個人番号の削除・廃棄)

第26条 本会は、個人番号取扱事務を行うために必要がなくなった場合であって、所管法令において定められている保存期間を経過した特定個人情報等については、その内容に含まれる個人番号を速やかに削除又は廃棄するものとする。

第5章 特定個人情報の開示等

(情報主体の開示、訂正請求等に関する権利)

第27条 情報主体から自己の特定個人情報について開示を求められた場合、本会は、合理的な期間内に速やかに対応するものとする。

2 情報主体から自己の特定個人情報について訂正又は削除を求められた場合、本会は、合理的な期間内に速やかに対応し、訂正又は削除を行った場合は、当該特定個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

3 情報主体から自己の特定個人情報について利用停止等を求められた場合であって、その理由があることが判明したとき、本会は、違反を是正するために必要な限度で、合理的な期間内に速やかに対応するものとする。

第6章 その他

(苦情及び相談)

第28条 本会は、本会における特定個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談窓口を設置し、苦情等の適正かつ迅速な処理に努める。

2 特定個人情報等保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。

(制 裁)

第29条 本会は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第4条第1項に規定する「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」その他第5条第1項及び第2項に規定する内部規程に違反した職員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の者に対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。

(改 廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年6月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

鳥取県健康対策協議会 特定個人情報等取扱マニュアル

1 マニュアルの目的

個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）は、法令により、とりわけ厳重な安全管理措置が求められている。

取扱いが不適切なため、機微に触れる情報の漏えい、完全性が求められる特定個人情報等の改ざん等が生じた場合には、業務への影響だけではなく、個人の権利の侵害や社会的信用の失墜の要因となる可能性もある。

鳥取県健康対策協議会（以下「本会」という。）は、このようなりスクを軽減するため、本会特定個人情報等取扱規程（以下「取扱規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、事務取扱担当者が特定個人情報等を適切に取り扱うために必要な事項を明確にすることを目的として、このマニュアルを定める。

2 マニュアルの遵守

- (1) 本会の役員及び職員は、事務の執行に当たり、このマニュアルに定める事項を遵守する義務を負う。
- (2) このマニュアルに従わない場合、「公益社団法人鳥取県医師会就業規程」に定める懲戒処分の対象となることがある。

3 取扱事務の範囲

(1) 本会における特定個人情報等の取り扱い事務の範囲は次のとおりである。

- ①給与所得の源泉徴収票等法定調書関連事務
- ②個人住民税関連事務
- ③雇用保険関連事務
- ④健康保険、厚生年金保険関連事務
- ⑤国民年金届出関連事務
- ⑥報酬、料金等の支払調書の作成事務
- ⑦労働者災害補償保険法に基づく各種請求事務
- ⑧不動産の使用料等の支払調書の作成事務
- ⑨不動産等の譲受け対価の支払調書の作成事務
- ⑩上記以外の支払調書の作成事務
- ⑪財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書作成事務
- ⑫その他法令に基づく事務

(2) 本会における特定個人情報等の取り扱い範囲は次のとおりである。

- ①職員及び扶養家族の個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等

- ②職員以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等

4 組織管理体制

4.1 特定個人情報等保護管理体制

本会における特定個人情報等保護管理体制は、取扱規程第7条から第12条までに定める通りとする。

4.2 事務取扱担当者

- (1) 会計担当を、本会における事務取扱担当者とし、それ以外の者は緊急の必要がある場合を除き、特定個人情報等を取り扱わない。
- (2) 事務取扱担当者以外の者が緊急の必要のために特定個人情報等を取り扱う場合は、必ず事前に特定個人情報等取扱責任者の許可を得る。

5 特定個人情報等の取扱いの流れ

特定個人情報等は、5.4（特定個人情報等の取扱事務の流れ）に従い以下の手続きにより取り扱うこと。なお、特定個人情報等を実際に取り扱う際は、その都度、特定個人情報等の取得・入力・利用・出力・廃棄状況及びその他必要事項を記録票に記録すること。

5.1 職員・扶養家族の個人番号

a. 取得時期

平成28年（2016年）の「給与所得者の扶養控除申告書」の提出以降、順次取得する。

b. 個人番号の収集方法・本人確認方法

- (1) 事務取扱担当者が、職員に対して、別紙1-1の「マイナンバー制度に基づく個人番号の提供のお願い」、「給与所得者の扶養控除申告書」を事前に配布し、指定した日に、記入済みの「給与所得者の扶養控除申告書」及び「番号確認書類」を封緘の上で持参することを求める。
- (2) 本人確認に際しては、番号確認と身元確認が必要であるが、職員については、採用時または既に本人確認を行っている職員に関しては、職員の「身元確認書類」は不要であり（番号法第16条・番号法施行令第12条第1項第2号・番号法施行規則第3条第5項）、「番号確認書類」を確認することで足りる。
- (3) 源泉所得税額「乙欄」を適用する者（扶養控除申告書を提出しない者）は、「本人・扶養家族個人番号一覧表」及び「番号確認書類」を封緘の上で事務取扱担当者へ提出する。
- (4) 所得税法上の扶養家族には該当しないが、健康保険上の扶養家族には該当する被扶養者についても「本人・扶養家族個人番号一覧表」及び「番号確認書類」を封緘の上で事務取扱担当者へ提出する。
- (5) 「国民年金第3号被保険者」については、本会が本人確認をすることが求められているため、「本人・扶養家族個人番号一覧表（「扶養控除申告書」に名前がない場合のみ）」、扶養家族の「番号確認書類」及び「委任状」の提出が必要となる。代理人たる職員については、採用時または既に本人確認を行っている職員に関しては、職員の「身元確認書類」は不要とする（番号法第16

条・番号法施行令第12条第2項第2号・番号法施行規則第9条第4項)。

- (6) 職員が、本会の個人番号の提供の要求又は本人確認に応じない場合には、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求める。それにもかかわらず、職員が個人番号の提供に応じない場合は、その旨を記した文書の提出を求めるとともに、提供を求めた経緯等を記録する。

c. 新入職員・中途採用職員からの個人番号の取得

内定が確実になった後にb（個人番号の収集方法・本人確認方法）の「給与所得者の扶養控除申告書」等の書類を持参するよう求める。

d. 新たな扶養家族の個人番号の取得

- (1) 職員に新たな扶養家族が生じた場合には、職員に対し遅滞なく、その者の個人番号を届け出るよう求める。
- (2) b（2）から（6）の規定を参照する。

e. 給与計算システムへの入力

- (1) 事務取扱担当者は、給与計算システムに、職員から受領した個人番号の情報を入力する。
- (2) 入力済みの個人番号の情報は速やかに、記録票に取得・入力の記録をするとともに鍵のかかる書庫等での厳重な管理、保管を行う。ただし、記録票には個人番号自体は記録せず、「〇年〇月〇日時点の全職員・扶養家族の特定個人情報等」等と記録する。
- (3) 外部委託業者には関連法令、ガイドラインを遵守させ、本会との契約に基づき、入力された特定個人情報等について厳重な管理を行わせる。

f. 源泉徴収票の提供

- (1) 事務取扱担当者は、給与計算システムにより源泉徴収票を作成し、法定調書作成システムにより提出先の税務署及び市町村に提出（電子申告）する。
- (2) その際には、記録票に提出したことを記録する。ただし、記録票には個人番号自体は記録しない。
- (3) 本人に源泉徴収票を交付する際は、個人番号は記載しない。ただし、本人から特定個人情報の開示請求を受けた場合は、個人番号の記載のある源泉徴収票を交付する。

g. 申請書・届出書等の作成方法及び提供

- (1) 事務取扱担当者は、職員及びその扶養家族に係る申請書や届出書等を作成するために給与計算システムを参照して、これらの書類に個人番号を記載する。
- (2) 事務取扱担当者は、職員及びその扶養家族に係る申請書・届出書等を提出先の担当官庁（ハローワーク、地方公共団体等）に提出する。
- (3) g（1）から（2）の際には、記録票に記載または提出したことを記録する。ただし、記録票には個人番号自体は記録しない。
- (4) 外部提出する際には、当該書類について記載内容が外から見えないよう配慮した上で、必ず

封緘をする。

h. 保管方法

- (1) 職員及び扶養家族の個人番号は、給与計算システムにおいて、事務取扱担当者のみがアクセスできるようID・パスワード設定を行って保管する。
- (2) 法定調書・申請書・届出書等の控えは、法定保存期間が経過するまでの間、鍵のかかる書庫等において厳重に保管する。

i. 法定保存期間を経過した個人番号の廃棄・削除方法

- (1) 法令に定める法定保存期間が経過した個人番号は、このマニュアルに示す方法により毎年度末にまとめて廃棄又は削除する。
- (2) その際には、記録票に廃棄・削除したことを記録する。ただし、記録票には個人番号自体は記録しない。

5.2 委員会委員（以下「委員」という。）の個人番号

a. 取得時期

- (1) 委員が通知カードを受領する平成27年（2015年）11月頃以降、順次取得する。
- (2) 新たに委員に就任する者については、就任後に順次取得する。

b. 個人番号の収集方法・本人確認方法

- (1) 事務取扱担当者が、委員に対して、別紙1－2の「マイナンバー制度に基づく個人番号の提供のお願い」を順次送付（本会の事務取扱担当者宛の返信用封筒（親展、簡易書留等）付）する。委員は原則として事務取扱担当者宛に直接送付する。
- (2) 事務取扱担当者は、委員から送付されてきた返信用封筒に封緘された番号確認書類及び身元確認書類を受領する。本人確認の詳細については、6.2（本人確認の際の留意点）を参照する。
- (3) ただし、委員会開催日等指定した日に、番号確認書類及び身元確認書類を持参することを求めることにより本人確認をすることも可とする。
- (4) 委員が、本会の個人番号の提供の要求又は本人確認に応じない場合には、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求める。それにもかかわらず、委員が個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録する。

c. 給与計算システムへの入力

- (1) 事務取扱担当者は、給与計算システムに、委員から受領した個人番号の情報を入力する。
- (2) 入力済みの個人番号の情報は速やかに、記録票に取得・入力の記録をするとともに鍵のかかる書庫等での厳重な管理、保管を行う。ただし、記録票には個人番号自体は記録しない。
- (3) 外部委託業者には関連法令、ガイドラインを遵守させ、本会との契約に基づき、入力された特定個人情報等について厳重な管理を行わせる。

d. 源泉徴収票の提供

- (1) 事務取扱担当者は、給与計算システムにより源泉徴収票を作成し、法定調書作成システムにより提出先の税務署及び市町村に提出（電子申告）する。
- (2) その際には、記録票に提出したことを記録する。ただし、記録票には個人番号自体は記録しない。
- (3) 本人に源泉徴収票を交付する際は、個人番号は記載しない。ただし、本人から特定個人情報の開示請求を受けた場合は、個人番号の記載のある源泉徴収票を交付する。

e. 給与計算システムでの保管方法

役員の個人番号は、給与計算システムにおいて、事務取扱担当者のみがアクセスできるようID・パスワード設定を行い、法令に定める法定保存期間保管する。

f. 法定保存期間を経過した個人番号の廃棄・削除方法

- (1) 法令に定める法定保存期間が経過した個人番号は、このマニュアルに示す方法により毎年度末にまとめて廃棄又は削除する。
- (2) その際には、記録票に廃棄・削除したことを記録する。ただし、記録票には個人番号自体は記録しない。

5.3 報酬等の支払先（個人）の特定個人情報等

a. 取得方法

同一年に合計5万円超の報酬の支払先（個人）に対しては、当該年の最終就業日を目途に、別紙1-3の「マイナンバー制度に基づく個人番号の提供のお願い」を順次送付（本会の事務取扱担当者宛の返信用封筒（親展、簡易書留等）付）する。

b. 本人確認方法

- (1) 事務取扱担当者が、報酬の支払先（個人）から送付されてきた返信用封筒に封緘された番号確認書類及び身元確認書類を受領する。本人確認の詳細については、6.2（本人確認の際の留意点）を参照する。
- (2) ただし、最終就業日等指定した日に、番号確認書類及び身元確認書類を持参することを求めることにより本人確認をすることも可とする。
- (3) 報酬の支払先（個人）が、本会の個人番号の提供の要求又は本人確認に応じない場合には、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求める。それにもかかわらず、報酬の支払先（個人）が個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録する。

c. 法定調書作成システムへの入力

- (1) 事務取扱担当者は、法定調書作成システムに、報酬の支払先（個人）から送付されてきた個人番号の情報を入力する。
- (2) 入力済みの個人番号の情報は速やかに、記録票に取得・入力の記録をするとともに鍵のかか

る書庫等での厳重な管理、保管を行う。ただし、記録票には個人番号自体は記録しない。

- (3) 外部委託業者には関連法令、ガイドラインを遵守させ、本会との契約に基づき、入力された特定個人情報等について厳重な管理を行わせる。

d. 支払調書の提供

- (1) 事務取扱担当者は、法定調書作成システムにより支払調書の作成、及び提出先の税務署及び市町村に提出（電子申告）する。
- (2) その際には、記録票に提出したことを記録する。ただし、記録票には個人番号自体は記録しない。
- (3) 本人に法定調書を交付する際は、個人番号は記載しない。ただし、本人から特定個人情報の開示請求を受けた場合は、個人番号の記載のある法定調書を交付する。

e. 法定調書作成システムでの保管方法

報酬の支払先（個人）の個人番号は、法定調書作成システムにおいて、事務取扱担当者のみがアクセスできるようID・パスワード設定を行い、法令で定める法定保存期間保管する。

f. 法定保存期間を経過した個人番号の廃棄・削除方法

- (1) 法令に定める法定保存期間が経過した個人番号は、このマニュアルに示す方法により毎年度末にまとめて廃棄又は削除する。
- (2) その際には、記録票に廃棄・削除したことを記録する。ただし、記録票には個人番号自体は記録しない。

5.4 特定個人情報等の取扱事務の流れ

別紙1-5の通りとする。

6 特定個人情報等の取扱いの留意点

特定個人情報等は、まず対象者から取得し、本会内部で利用・管理し、必要に応じ本会外部に提供し、必要がなくなれば廃棄する。取得、利用、提供、管理、廃棄、それぞれのフェーズごとに、適切な取扱いとするために、以下の点に留意する。

6.1 取得の際の留意点

- (1) 特定個人情報は、提供を求めることのできる場合、収集できる場合が法律上限定されている。事務取扱担当者は、3（1）に掲げた目的のためだけに必要な範囲でのみ、特定個人情報等を取得する。
- (2) 事務取扱担当者は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、6.2（本人確認の際の留意点）を参照し、本人確認を厳格に行う。
- (3) 特定個人情報等の利用目的を特定し、利用目的を公表・通知・明示する。
- (4) 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取得に当たっては、第三者からの閲覧を防止する措置をとる。

- (5) 特定個人情報等の取得は、原則として、個人番号を含む書類を直接受領する方法で取得する。
ただし、直接受領することが適わない場合においては、郵送等での受領も可とする。
- (6) 電磁的記録の送受信により取得するときは、提供する役員、職員は、当該電磁的記録の暗号化を行わなければならない。当該暗号化の手順の指示は事務取扱担当者が行う。
- (7) 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取得を偽りその他不正の手段により行ってはならない。

6.2 本人確認の際の留意点

6.2.1 本人から個人番号を取得する場合

a. 個人番号の確認

本人から次のいずれかの資料の提示を受け、個人番号を確認する。

- ①個人番号カード
- ②通知カード
- ③個人番号が記載された住民票の写し（※）又は住民票記載事項証明書

※住民票の写しとは、住民票のコピーのことではなく、市区町村から交付される原本をいう。

b. 身元の確認

(1) 原則として、本人から次のいずれかの資料の提示を受け、身元を確認する。ただし、職員については、採用時に本人確認を行っているため、職員の身元の確認は不要であり（番号法第16条・番号法施行令第12条第1項第2号・番号法施行規則第3条第5項）、a（個人番号の確認）だけで足りる。

- ①個人番号カード
- ②運転免許証、運転経歴証明書
- ③パスポート
- ④身体障害者手帳
- ⑤精神障害者保健福祉手帳
- ⑥療育手帳
- ⑦在留カード
- ⑧特別永住者証明書
- ⑨医師資格証
- ⑩その他個人番号利用事務実施者が認める方法

(2) (1) による確認が困難であると認められる場合は、次のいずれかの資料のうち2つ以上の提示を受け、身元を確認する。

- ①健康保険被保険者証
- ②国民年金手帳
- ③児童扶養手当証書
- ④特別児童扶養手当証書
- ⑤その他個人番号利用事務実施者が認める方法

6.2.2 代理人から個人番号を取得する場合

a. 代理権の確認

次の資料の提示を受け、代理権を確認する。

- ①法定代理人の場合（未成年・成年被後見人等）：戸籍謄本等
- ②任意代理人の場合（夫婦等）：委任状

b. 本人の個人番号の確認

6.2.1 a（個人番号の確認）に準じて本人の個人番号を確認する。

c. 代理人の身元の確認

6.2.1 b（身元の確認）に準じて代理人の身元を確認する。

6.2.3 郵送による確認

対面での本人確認が適わない場合、別紙1-4の用紙とともに返信用封筒（本会事務取扱担当者宛の返信用封筒（親展、簡易書留等）付）を渡すか、送付して提出を求めたうえで、本人確認を行う。

6.3 利用の際の留意点

- (1) 特定個人情報、利用範囲、利用目的が法律上限定されている。事務取扱担当者は、3（1）に掲げた目的のためだけに必要な範囲でのみ、特定個人情報等を利用する。
- (2) 事務取扱担当者は、3（1）に掲げた目的のためだけに必要な範囲でのみ、かつ目的達成のために必要最小限の範囲で、個人番号を複製する。個人番号を複製する際は、必ず特定個人情報等取扱責任者の事前の許可を取る。
- (3) 緊急の必要がある場合を除き、特定個人情報等を取り扱うのは、4.2に掲げた者のみとする。
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム等を管理する区域（以下「管理区域」という。）には、施錠可能な扉を設置し、原則として、事務取扱担当者以外の職員の管理区域への立ち入りを禁止する。
- (5) 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）には、壁又は間仕切り等を設置し、事務取扱担当者以外によるのぞき見防止の措置を講ずる。

6.4 提供の際の留意点

- (1) 特定個人情報は、本会以外の者に提供できる場合が法律上限定されている。事務取扱担当者は、委託契約にある税理士、税務署、地方公共団体、ハローワーク、健康保険組合、日本年金機構以外に提供する場合には、必ず特定個人情報等取扱責任者の事前の許可を取るものとする。
- (2) 特定個人情報は、本人への提供も限定されている。例えば、本人に交付する給与所得の源泉徴収票、支払調書には、個人番号は記載しない。もっとも、本人から特定個人情報の開示請求があった場合には、特定個人情報を本人に開示することはできる。本人に提供する場合であっても、事務取扱担当者は、必ず特定個人情報等取扱責任者の事前の許可を取るものとする。
- (3) 事務取扱担当者は、特定個人情報を提供する場合は、提供先、提供情報の対象者、提供情報の

内容に誤りがないことを確認する。

(4) 事務取扱担当者は、特定個人情報の提供に当たっては、漏えい、紛失等に注意する。

6.5 管理・持出しの際の留意点

6.5.1 保管の際の留意点

- (1) 特定個人情報等は、安全に管理しなければならない。事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録されたPC又は特定個人情報等が記載された書類等を、書庫等に施錠保管する。特定個人情報は、保管できる場合が法律上限定されている。事務取扱担当者は、3(1)に掲げた目的のためだけに必要な範囲でのみ、特定個人情報等を保管する。
- (2) 事務取扱担当者は、3(1)に掲げた目的以外の目的で、特定個人情報等を複製しない。3(1)に掲げた目的で特定個人情報等を複製する場合も、複製の範囲・数等を必要最小限とする。
- (3) 事務取扱担当者は、特定個人情報の正確性を確保するよう努める。個人番号や住所、氏名、扶養等に変更があれば、速やかに本会に届け出るよう、事務取扱担当者は対象者に通知する。
- (4) 事務取扱担当者は、特定個人情報等を電磁的記録媒体に保存する場合には、必要のない者が当該情報を参照、変更、削除等できないようにID・パスワードを用いる等アクセス制御する。
- (5) 事務取扱担当者は、特定個人情報等を電磁的記録媒体に保存する場合には、ID・パスワードを用いた保護を行うか、暗号化を行う。

6.5.2 持出しの際の留意点

- (1) 事務取扱担当者は、3(1)に掲げた目的以外の目的で、特定個人情報等を本会外に持ち出さない。
- (2) 事務取扱担当者は、3(1)に掲げた目的で、特定個人情報等を本会外に持ち出す場合には、あらかじめ特定個人情報等取扱責任者の許可を受け、持ち出す情報及び持出先を必要最小限にとどめる。
- (3) 事務取扱担当者は、特定個人情報等の持ち出しのため、当該情報を移送する場合には、あらかじめ特定個人情報等取扱責任者の許可を受け、次の措置を講じた上で移送する。
 - ①外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ②封緘、目隠しシールの貼付などにより、特定個人情報等が見えないようにする。
 - ③郵便等の場合には、親展で送付する。
 - ④携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
- (4) 事務取扱担当者は、持出先においても本会内と同様に情報を取り扱う。

6.5.3 技術的安全管理措置

- (1) 特定個人情報ファイルの作成は、法律上限定されているため、個人番号を保存する場所、個人番号と紐づける情報に十分注意する。事務取扱担当者は、3(1)に掲げた目的のためだけに必要な範囲でのみ、情報システム上、個人番号と他の情報を紐づけ、また書面上も3(1)に掲げた目的のためだけに必要な範囲でのみ、個人番号と他の情報を紐づけ又は管理する。
- (2) 特定個人情報等を取り扱う給与計算システム及び法定調書作成システム・PCにアクセスする

事務取扱担当者は、ユーザID、パスワード、指紋認証を用いてアクセスするものとし、ユーザIDを他の者と共用したり、パスワードを他の者に知られることのないようにする。第三者による操作・閲覧の起こらないように注意を払わなければならない。

- (3) パスワードは、8桁以上のアルファベットと数字が混在する組み合わせとし、適宜変更する。
- (4) 特定個人情報等を含むデータを電子メールに添付しようとするときは、当該データは適切な方法で暗号化が行われなければならない。暗号化に係るパスワードは、8桁以上のアルファベットと数字が混在する組合せとする。受信者へのパスワードの通知は、データを添付したメール以外のメールで行わなければならない。
- (5) 特定個人情報等を格納するサーバ等は、必要に応じてネットワークから隔離された環境を準備する。
- (6) ITシステムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
- (7) ITシステム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により不正ソフトウェアの有無を確認する。ソフトウェア等を最新状態とする。また、ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。

6.6 委託の際の留意点

- (1) 委託先に特定個人情報等を取り扱わせる前に必ず、特定個人情報等の適切な取扱いを担保するための委託先における対策が適切であることを確認し、特定個人情報等の取扱いについて定めた委託契約を締結する。
- (2) 再委託先に特定個人情報等を取り扱わせる場合は、再委託を行う前に、特定個人情報等の適切な取扱いを担保するための再委託における対策が適切であることを確認した上で、書面により委託先に対し再委託の許諾を行う。
- (3) 委託先（再委託先以降を含む。）から、特定個人情報等の取扱日時、取扱者、取扱状況等の報告を定期的を受け、適切な取扱いが行われていることを確認する。
- (4) 本会職員が、委託先における不正行為や漏えい等、又はこれらの兆候を検知した場合には、速やかに、特定個人情報等保護責任者に報告する。また委託契約において、委託先自身にも、本会に対するこれらの速やかな報告を義務付ける。
- (5) (1) の委託先との委託契約の内容として、以下の事項を規定する。
 - ①秘密保持義務
 - ②委託先事業所内からの特定個人情報等の持ち出しの原則禁止
 - ③特定個人情報等の目的外利用の原則禁止
 - ④再委託における条件
 - ⑤漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
 - ⑥委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄
 - ⑦従業者に対する監督・教育
 - ⑧契約内容の遵守状況について報告を求める規定
 - ⑨特定個人情報等の外部提供・複製の原則禁止

6.7 マニュアルに基づく運用

- (1) 事務取扱担当者は、このマニュアルに基づく運用状況を確認するため、記録票に記録する。
- (2) 記録票は10年間保存する。
- (3) 記録票に記録する項目としては、次に掲げるものとする。
 - ①個人番号の取得・入力記録
 - ②個人番号の提供・受領記録
 - ③個人番号の利用・出力状況記録
 - ④個人番号が記載・記録された書類・媒体等の持ち出し記録
 - ⑤個人番号の削除・廃棄記録
 - ⑥個人番号の削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録
 - ⑦特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

6.8 削除・廃棄の際の留意点

6.8.1 保管・消去の際の留意点

- (1) 事務取扱担当者は、電磁的記録媒体等に保存された特定個人情報等が記載された書類等の保存期間及び廃棄期日が定められている場合には、当該特定個人情報等は、廃棄期日まで保存する。
- (2) 事務取扱担当者は、廃棄期日を経過した特定個人情報等に関して、保存期間を延長する必要がある場合は、このマニュアルに従い、速やかに当該情報（バックアップを含む。）を消去又は廃棄する。

6.8.2 削除又は廃棄を外部委託する場合

- (1) 事務取扱担当者は、特定個人情報等を保存した電磁的記録媒体を外部に委託して廃棄する場合には、本会が委託契約を締結した外部委託業者の指定する専用の回収ボックスに投入する。
- (2) 事務取扱担当者は、特定個人情報等を記載した書面を外部に委託して廃棄する場合には、本会が委託契約を締結した外部委託業者の指定する専用の回収ボックスに投入する。
- (3) 事務取扱担当者は、外部委託業者が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

6.8.3 事務取扱担当者が自身で処理する場合

- (1) 事務取扱担当者は、特定個人情報等を記載した書面を廃棄する場合には、シュレッダーを利用して細断する。
- (2) 事務取扱担当者は、特定個人情報等を保存した電磁的記録媒体を廃棄する場合には、電磁的記録媒体を物理的に破壊する等し、読取装置を利用して当該電磁的記録媒体から情報が読み出せないことを確認する。
- (3) 特定個人情報等を確実に削除又は廃棄したことを特定個人情報等取扱責任者が確認する。

6.9 開示・訂正・利用停止

特定個人情報についても、それ以外の個人情報と同様、開示・訂正・利用停止請求があれば、その対応を行わなければならない。事務取扱担当者は、特定個人情報等取扱責任者の事前の許可を得て、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求への対応を行う。

7 人的管理

7.1 職員の監督

- (1) 本会は、職員が特定個人情報等を正しく取り扱うよう、職員の監督を行う。
- (2) 職員は、特定個人情報等の取扱い方法が分からなかったり、他の職員による特定個人情報等の取扱いに疑義があるなどの場合には、特定個人情報等取扱責任者に都度相談する。特定個人情報等取扱責任者は都度職員の相談に応じ、適切な対応を行う。
- (3) 特定個人情報等取扱責任者は、記録票を元に、職員による特定個人情報等の取扱い実態を随時又は定期的に確認する。また職員に対し特定個人情報等の取扱い状況について随時又は定期的に報告を求める。これらなどを通して、特定個人情報等取扱責任者は、職員による特定個人情報等の取扱いが、関連法令、ガイドライン、基本方針、取扱規程及び本マニュアルに合致していることを確認する。特定個人情報等の取扱いに関して問題が発見された場合には、特定個人情報等取扱責任者は、職員に対し速やかに改善指導を行う。

7.2 職員に対する教育の実施

- (1) 本会は、職員に対し定期的な教育を実施し、本会の基本方針、取扱規程及び特定個人情報等の取扱いの重要性を周知徹底させなければならない。
- (2) 本会は、職員に対する教育内容を適宜見直して更新し、更新内容を周知徹底する。
- (3) 教育内容は、職位（管理職、非管理職）及び契約形態（職員、派遣社員等）等の権限や職務に応じて適切なレベルや内容を実施する。

8 漏えい等への対応

違反行為や情報漏えい等については、事案の発生又はその兆候を迅速に把握することが最も重要である。事務取扱担当者は違反行為や漏えい等を発生させた場合、又はこれらの兆候を検知した場合には、速やかに、特定個人情報等保護責任者に報告する。本会は、これらに適切かつ迅速に対応するための体制を整備するとともに、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表する。

8.1 違反があったときの対応方法

8.1.1 違反の兆候があるとき

- (1) 関連法令、ガイドライン、基本方針、取扱規程又は本マニュアルに対する違反行為の兆候を発見した者は、速やかに特定個人情報保護責任者へ報告する。
- (2) 特定個人情報保護責任者は、本マニュアルに従った運用がされているかどうかをチェックリスト及び記録票により確認する。

8.1.2 違反行為が判明したとき

- (1) 違反行為を発見した者は、速やかに特定個人情報保護責任者へ報告する。
- (2) 報告を受けた特定個人情報保護責任者は、会長に報告する。
- (3) 特定個人情報保護責任者の指示の下、総括特定個人情報管理者は、当該特定個人情報等取扱責任者とともに調査担当者を指名する。
- (4) 調査担当者は、原因調査を行い、調査結果を記録し、特定個人情報等取扱責任者を通じ、調査結果について特定個人情報保護責任者の承認を得る。
- (5) 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等取扱責任者とともに、調査結果を会長に報告する。
- (6) 会長は、必要に応じ、是正処置の立案と実施を特定個人情報保護責任者に指示する。
- (7) 特定個人情報保護責任者は、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を公表する。

8.1.3 漏えい事故等の事案が発生したとき

8.1.2の手順のほか、次の対応をとる。

- ①影響を受ける可能性のある本人への連絡
- ②特定個人情報保護委員会及び所管官庁への報告

○別紙1-1

「マイナンバー制度に基づく個人番号の提供のお願い」（職員及び扶養家族あて）

○別紙1-2

「マイナンバー制度に基づく個人番号の提供のお願い」（委員会委員あて）

○別紙1-3

「マイナンバー制度に基づく個人番号の提供のお願い」（報酬の支払先あて）

○別紙1-4 【表】

「個人番号通知書」

○別紙1-4 【裏】

「番号確認書類貼付欄、身元確認書類貼付欄」

○別紙1-5

「取扱事務の流れ」